

黒石市中町伝統的建造物群保存地区
伝統的建造物

旧松の湯再生事業報告書

～市民参加型プロセスによる再生

平成27年度
黒石市
黒石市教育委員会



東面（復原再生後）



松の木



南東角より（解体保管前）



南東角より（復原再生後）



こみせ通り北側からこみせの連なりを見る。右手に旧松の湯の松が見える（昭和7年）



こみせ通り北側から（復原再生後 平成27年）



南面（復原再生後）



南西角より（復原再生後）



市民展示室（旧男子脱衣室・浴室）より観光展示室（旧女子浴室）側



市民展示室（旧男子脱衣室・浴室）



市民展示室（旧男子脱衣室・浴室）より交流の間（旧座敷）



市民展示室（旧男子脱衣室・浴室）
より観光展示室（旧女子浴室）



談話コーナー（旧床屋）



観光案内所（旧女子脱衣室）から観光展示室（旧女子浴室）



観光展示室（旧女子浴室）



通りの間（旧通り土間）（東を見る）



通りの間（旧通り土間）（西を見る）



通りの間（旧通り土間）から見る観光展示室（旧女子浴室）



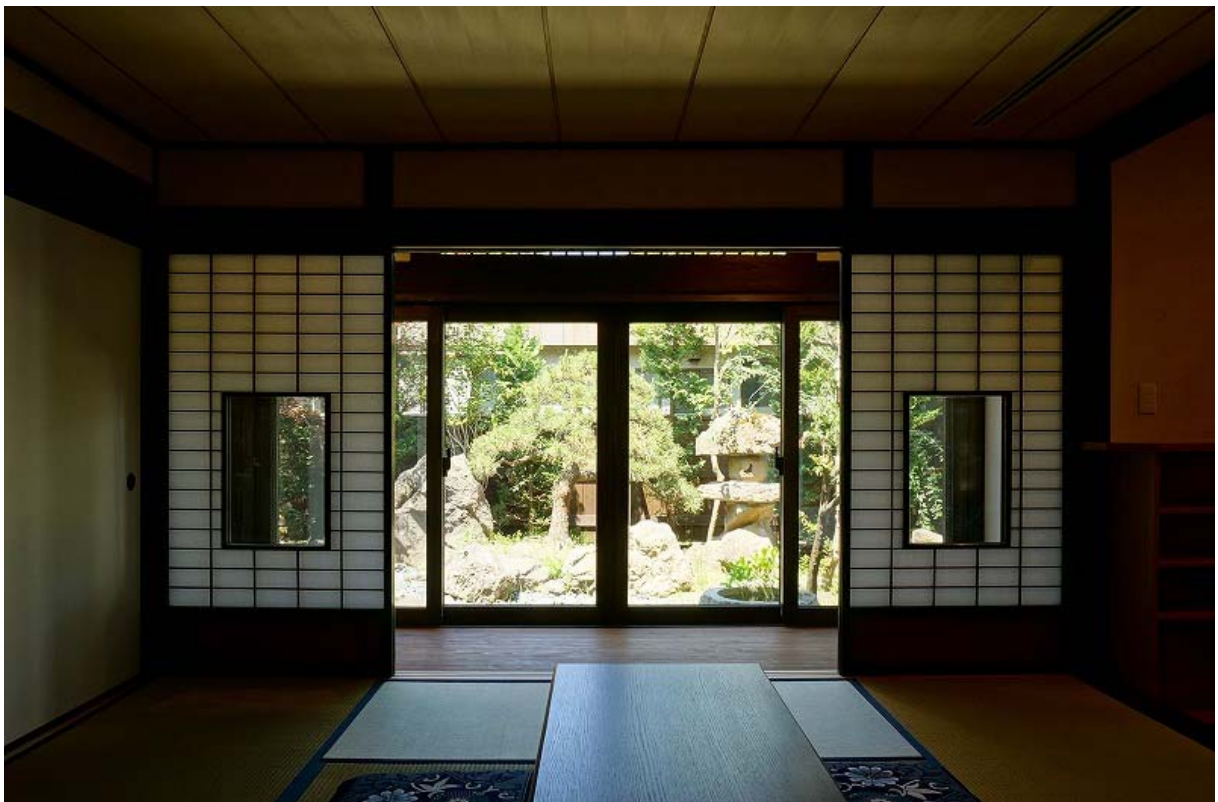
通りの間（旧通り土間）からお休み処（旧茶の間）



お休み処（旧茶の間）から交流の間（旧座敷）



交流の間（旧座敷）



交流の間（旧座敷）から中庭



中庭から土蔵



中庭から北東方向

序

黒石市中町は、明暦2年（1656年）に津軽信英（のぶふさ）が黒石津軽家を創立して以来、浜街道沿いの商家町として栄え、交通の要所でもありました。その中町の繁栄に大きな役割を果たしてきたのが、こみせの存在です。

主屋の前面に庇を張り出すことによって作られるこみせの空間、そして個々の家のこみせが連なることによって、こみせ通りが形成されます。私有地でありながら、誰もが自由に歩くことのできるこの空間は、夏の日差しや雨を遮り、冬は雪を避けて通行できるかけがえのない歩行通路です。また、知人との挨拶や情報交換の場、子どもたちの遊び場でもありました。

かつては、市街地のほとんどの建物にこみせがありました。時代の流れとともに次第に姿を消していきました。現在、連続する形で残っているのは中町だけになってしまっていますが、その伝統的な意匠の価値を認められ、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。

旧松の湯は、保存地区のほぼ中央に位置しています。長さ20メートル近くのコみせを持ち、松の巨木が屋根を突き抜けている印象的な外観で、中町こみせ通りのシンボリックな存在であり続けています。銭湯として、人々の憩いと交流の場でもありました。

以前から、市民の皆さんが旧松の湯の活用について、たくさんの検討を重ねてきました。その内容を整理し、発展させ、市民参加のプロセスを重視しながら旧松の湯再生計画を進めてまいりました。外観は伝統的建造物として復原し、内部は市民の皆さんの熱意と思いを形にしました。交流の場としての意味を受け継ぎ、風の人（訪問者）と土の人（市民）が、語り、ふれあい、笑いあうなど、様々な形で交流してほしいという願いが詰まった場所としてよみがえりました。ただ保存するのではなく、活用することで、旧松の湯は新しい命を生き続けるものと考えています。

最後になりますが、本再生事業にあたり、ご協力を賜りました関係者・関係機関の皆様に厚く御礼申し上げます。

平成27年10月

黒石市長 高 樋 憲

例 言

1. 本書は、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている黒石市中町伝統的建造物群保存地区において伝統的建造物に特定されている旧松の湯の再生事業の記録である。この再生事業報告書は、黒石市によって刊行される。

2. 本書は、建造物の概要、事業の概要、再生工事の内容、資料、写真および図面を収録する。また、写真は、修理前・施工および竣工、工事中の諸記録および資料などを撮影し、図面とともに主要なものを収録する。

3. 本書は下記の分担で作成した。

本文執筆 黒石市教育委員会 建造物専門員 三上厚子

第1章、第2章 2-1、2-2-1)、2-3

但し、1-1-2)は、文化庁文化財部監修の月刊文化財（平成17年7月1日発行）からの抜粋

2-2-1)は、一部、旧松の湯基本計画策定業務報告書（研究担当者：弘前大学教育学部 北原啓司教授）からの抜粋

本文執筆 (株)アルキメディア設計研究所 副所長 高橋潤

第2章 2-2-2)、3)、第3章 3-1、3-2、3-3、3-4、3-5-3)、3-6-2)、第4章

本文執筆 黒石市教育委員会 文化スポーツ課課長補佐 成田浩基

第3章 3-5-1)、2)、3-6

図面作成 株式会社アルキメディア設計研究所

写真撮影 黒石市教育委員会

株式会社アルキメディア設計研究所

特定非営利活動法人まちづくりデザインサポート

特定非営利活動法人横町十文字まちそだて会

高樋建設株式会社

目 次

第 1 章 旧松の湯の概要

1-1	沿革	1
1)	位置と地勢	1
2)	黒石市中町伝統的建造物群保存地区について	2
1-2	旧松の湯の建築	4
1)	敷地とその所有者変遷	4
2)	建物の建築年代	4
3)	外観の特徴および再生の方針	7
4)	間取りおよび各室解説	10

第 2 章 事業の概要

2-1	事業に至る経緯	13
1)	市が買い上げるまでの経緯	13
2)	活用検討プロセス	15
2-2	基本計画策定から実施設計完了まで	19
1)	基本計画	19
2)	基本設計	24
3)	実施設計	29
2-3	旧松の湯再生工事の概要	33
1)	工事の経過	33
2)	工事運営	33
3)	事業費	33

第 3 章 旧松の湯再生工事の内容

3-1	工事の概要	34
1)	1 期工事（解体保管）	34
2)	2 期工事（復原再生）	34
3-2	こみせ	34

3-3	主屋	36
1)	屋根	36
2)	外壁	37
3)	外部開口部周り	37
4)	市民展示室（旧男子脱衣室および浴室）	38
5)	観光展示室（旧女子浴室）	40
6)	観光案内所（旧女子脱衣室）	41
7)	談話コーナー（旧床屋）	43
8)	通りの間（旧通り土間、納戸、釜場）	44
9)	お休み処（旧茶の間）	46
10)	交流の間1・2（旧座敷）	48
11)	まちそだて事務室（旧台所廻り）	50
12)	授乳室・多目的トイレ（旧和室（西））	52
13)	男女トイレおよび倉庫1（旧和室（南）、納戸（西）、物置）	53
14)	倉庫2・3（2階和室、納戸、廊下）	56
3-4	土蔵	58
3-5	中庭および外構	60
1)	作庭方針決定までの経緯	60
2)	復原工事	60
3)	その他外構について	61
3-6	松の木養生	62
1)	松の木の調査	62
2)	松の木の養生作業	62
第4章 活用のために		
1)	活用市民ワークショップの開催	64
2)	旧松の湯の施設名称の公募	64
3)	松の湯レターの発行	65
4)	パンフレットの作成	65
図版資料		67

第1章 旧松の湯の概要

1-1 沿革

1) 位置と地勢

黒石市は、南津軽地方の中核都市であり、周辺を青森市、藤崎町、田舎館村および平川市に囲まれ、青森県のほぼ中央に位置している。西に岩木山、東に八甲田連峰を望み、面積 217.05k m² の約 80 パーセントを山岳地帯が占めている。市街地は、黒石台地崖上に発達しており、南に津軽平野と浅瀬石川を見下ろすことができる。人口は、35,285 人（平成 27 年 3 月末現在）である。

黒石市中町伝統的建造物群保存地区は、旧市街地のほぼ中央に位置し、南北にのびる浜街道沿いに江戸時代から栄えてきた商人町である。保存地区の町並みにおいて最も重要な特徴は、主屋の道路側にこみせを設けていることである。これは、主屋の 1 階の高さに合わせて幅 1 間ほどの庇を付け、道路との境に基本的に 1 件間隔に建てられた柱によって支えるものであり、歩行者が何らの制約も受けずに、また障害物もなしに自由にこれを通行することができる。個々の家屋構成の一部であるこみせが連続していることにより、不特定多数の人々が利用できる通路が構成され、降雪期間の防雪通路としての機能を持つほか、夏の日差しや雨を遮り、挨拶や情報交換の場ともなり、さらに商店の一部でもあるということから、商業活動上の効果も併せ持つものである。中町には、宝暦年間に建設されたものをはじめ、保存状態のよいこみせを持つ伝統的建造物が残っており、こみせ通りと呼ばれる独特の町並みを形成している。

旧松の湯は、保存地区のほぼ中央に位置し（黒石市中町大字中町 33）、明治時代から営業していた銭湯の風情をよく残している。間口 11 間の建物の正面にこみせを持ち、樹齢 300 年を超えている松の巨木がこみせの屋根から突出している特徴的な外観は、保存地区の景観を形成する重要な要素の一つである。



2) 黒石市中町伝統的建造物群保存地区 について

黒石市中町伝統的建造物群保存地区は、平成17年7月22日に重要伝統的建造物群保存地区(以下、重伝建地区)に選定された。選定理由は、「伝統的建造物群が全体として意匠的に優秀なもの」である。

文化庁文化財部監修の月刊文化財(平成17年7月1日発行)に、以下のように紹介されている。

黒石市中町伝統的建造物群保存地区

青森県黒石市大字中町、浦町二丁目、大字甲徳兵衛町及び大字横町の各一部

黒石市は青森県のほぼ中央にあって、東方に八甲田山、西方に岩木山を望み、津軽平野の中央を北流する岩木川の上流域、津軽平野の南東端に位置する。市域の約八割が山間部にあり、岩木川の支流である浅瀬石川の北側台地上に市街地が広がる。

中世における津軽地方は、元龜2年(1571)から天正16年(1588)にかけて、大浦為信によって統一された。為信は文禄元年(1592)に豊臣秀吉から津軽支配を認められ、姓を津軽と改める。慶長8年(1603)、為信は江戸幕府より津軽領有が認められ、初代弘前藩主となる。同16年(1611)には、弘前藩二代藩主信枚は弘前城およびその城下に町を建設し、津軽地方の政治、経済の中心地とした。三代信義の急死に伴い、信枚の次男信英は明暦2年(1656)、江戸幕府より四代藩主信政の後見役に命じられるとともに、弘前藩から5000石を分知され、黒石を治めることとなった。

黒石の市街地の形成は、信英が浅瀬石川北側台地上に陣屋を築き、その北側にすでに開かれていた町を拡張して町割を整えたことに始まる。信英は黒石を治めるにあたって、領内の検地を実施し、東西および北方向に町を拡張し、陣屋の北側に武家町を、その東側の浜街道沿いに中町、前町等の商家町を配した。さらに町の東西に大工町や鍛冶町等の職人町を配し、陣屋東西および市街地東西の端に寺社を置いた。

近世の黒石は弘前と青森を結ぶ浜街道の中間に位置し、物資等の流通の要衝となり、商業地として発展した。特に、中町等の町家地区は街道沿いにあって、黒石の経済の中心として栄えてきた。通りに面して町家が建設され、宝暦13年(1763)ころには規模の大きな商家である高橋家住宅が築かれ、表通りにはこみせが連続して並び、特徴ある景観がつくられていた。こみせは小見世とも書かれ、地域により呼び名が異なる。現在日本海沿いを中心に50近くの市街地に確認されているが、記録等によると、かつては70を超える市街地に存在したことが分かる。こみせと呼ぶのは青森、弘前、八戸、久保田等で、新潟、長岡、高田、糸魚川等では雁木と呼ぶ。米沢では小間屋と呼ばれ、鳥取県の若桜では仮屋とされる。

文化6年(1809)、黒石藩が成立するが、明治2年の藩籍奉還後、黒石藩最後の藩主津軽承叙が黒石知藩事に任ぜられ、明治4年7月に黒石県が設置される。さらに同年9月4日には黒石県等六県を併合し弘前県とし、黒石にはその出張所が置かれた。明治11年には黒石を含めて南津軽郡が誕生し、郡役所が黒石の市ノ町に置かれた。明治22年には町村制の施行により黒石町が誕生した。

黒石では、明治9年に浅瀬石川に千年橋が架けられ、明治20年には橋から直接市街地へ続く勾配の緩い坂道が通された。大正元年には黒石・川部間を結ぶ官設鉄道黒石線が開通し、市街地北部に黒石駅が設置され、昭和25年に弘南鉄道が開通した。これらの変化に伴い、商業の中心は浜街道沿いの中町等から、徐々に駅と千年橋を結ぶ市街地中央の南北通り沿いの町に移っていった。昭和29年には1町4村が合併し黒石市となり、昭和31年に3村が編入合併され現在に至る。

黒石市中町伝統的建造物群保存地区は、東西約170メートル、南北約260メートル、面積約3.1ヘクタールの範囲である。保存地区は江戸時代前期に町割された町人地の東部に位置し、浜街道沿いの商業の中心地として発展し、近世以来の通りの構成を現在に伝える。保存地区の南半には規模の大きな町家残り、各家には複数の蔵を残し、町家前面にはこみせが連続して残る。北半に

は、銭湯や近代の住宅など多様な建築が残り、その背後には質の良い土蔵が残る。

敷地は、南半部が比較的間口が大きく、特に酒造業を営む商家の敷地は間口が大きく、奥行きも深い。主屋はこみせを介して通りに面して建ち、背割に近接して土蔵を建てる。特に規模の大きな商家では背後の道路境まで土蔵が建つ。間口の大きな町家では主屋脇に庭をとり、通り側に門を開く。

町家の主屋は主として切妻造妻入の二階建とし、前面にこみせを付ける。平面は通り土間の形式をとり、床上部は3室2列の居室で構成されることが多く、通り側に店土間または店の間をとり、押入等を介して奥に座敷や居間等の居室をとる。庭に面する居室は縁を付ける。二階正面には出格子窓を付け、正面の妻面は梁を重ねて束で支える意匠を見せる。こみせは通り側に約1間ごとに柱を立て、主屋正面等から庇状に屋根を掛ける。通り側の柱間は上部に欄間や幕板を付け、冬期には板戸や障子戸を落とし込み、雪や風の吹き込みをさける構造とするものが多い。各家のこみせは連続し通路となる内法幅は約1.3メートルから約1.9メートルの範囲で、日常の往来など公共的に使われるが、黒石ではすべて私有地に設けられている。こみせの正面の柱には、馬を繋いだ鉄製の輪を持つ「さつなぎ」が残るものもある。当保存地区を特徴づける主屋とこみせが一体となって連続する町並み景観は、東北地方北部の他地域ではすでに失われ、きわめて貴重である。

保存計画では主屋10件、土蔵27件を含む42件の建築物および門や塀などの工作物5件を伝統的建造物に、庭園や樹木など10件を環境物件に特定して保存の措置を講じている。ちなみに、保存地区内では、高橋家住宅主屋1棟が昭和48年2月23日付で重要文化財に指定され、その後、平成16年12月10日付で米蔵・味噌蔵1棟、文庫蔵1棟が追加指定されている。また酒造業を営む商家2棟が残り、江戸後期の建築である鳴海家住宅主屋1棟は黒石市の指定文化財、もう1棟の中村家主屋は大正期の建築である。

黒石市中町伝統的建造物群保存地区は、江戸

時代前期の町割の構成をよく残す商家町で、江戸時代の大型の町家と現在では希少となった連続するこみせが意匠的に特徴ある町並み景観を形成し、歴史的風致をよく今日に伝え、我が国にとって価値が高い。

〔本保存地区は、黒石市が決定した「黒石市中町伝統的建造物群保存地区」(平成17年1月25日告示)の全域である。〕

(以上、月刊文化財(平成17年7月1日)より抜粋)



選定申出時提出写真

1-2 旧松の湯の建築

1) 敷地とその所有者変遷

旧松の湯の敷地は、こみせ通り側の間口が約20m、奥行約43mのほぼ長方形である。奥に向かって若干の広がりがあり、西側隣地境界線がこみせ側間口より4.5mほど長くなっている。面積は963.19㎡である。

所有者の変遷を調べてみると、登記上もっとも古い記載は、明治32年4月の「書入登記のため所有権を登記す」である。次に、明治45年3月に売買により、別人に「所有権の取得を登記す」とあり、その後、大正元年8月に遺産相続が行われて所有権が移転している。

さらに、大正4年1月の売買で、「南津軽郡黒石町大字濱町 佐藤清五郎」が取得しており、昭和12年6月と32年2月および平成7年に相続による所有権移転があった。平成20年10月に黒石市に所有が移るまで、佐藤家が3代にわたり91年間所有していたということになる。

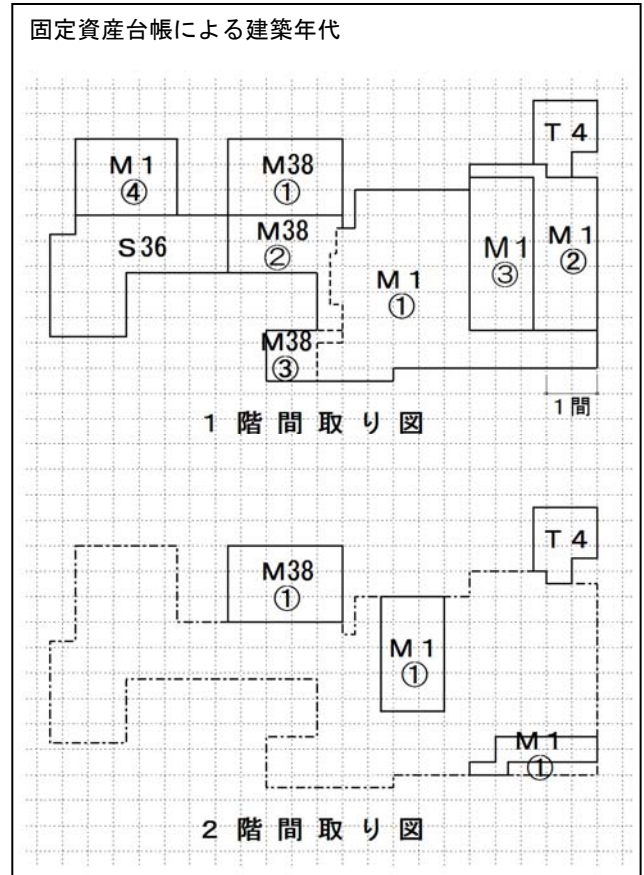
2) 建物の建築年代

旧松の湯は、銭湯としての営業を平成5年までで終了している。明治44年にはすでに公衆浴場として営業しているということが確認されているが、それ以前のいつの時点に開業したのかは不明である。なお、公衆浴場になる前は旅籠であったと伝えられている。

既存建物には数多くの増築、改修の跡が見てとれた。また、今回の再生に伴う解体時に、旅籠のものと考えられる痕跡や墨書も発見されている。それらおよび固定資産課税台帳の記載事項等を総合的に検討、建物の各部分の建築年代を検証した。

【固定資産台帳記載内容】

固定資産課税台帳によると、明治元年の建築になっているものが4件ある。登記名目が店舗で平成26年現在の現況は専用住宅となっている所



記号	建築年月	登記名目 (現況)	台帳の現況床面積	
			1階 ㎡	2階 ㎡
M1①	明治元年10月	店舗 (専用住宅)	150.43	57.13
M1②	明治元年10月	店舗 (専用住宅)	54.65	
M1③	明治元年10月	店舗 (専用住宅)	49.68	
M1④	明治元年10月	物置 (付属家)	39.74	
M38①	明治38年8月	倉庫 (土蔵)	43.47	43.47
M38②	明治38年8月	— (付属家)	37.12	
M38③	明治38年10月	物置 (付属家)	14.90	
T4	大正4年4月	— (専用住宅)	20.70	20.70
S36	昭和36年6月	— (付属家)	74.57	

有者住居部分 (M1①)、脱衣所 (M1②)、浴室 (M1③)の3件および物置として登記されている燃料庫 (M1④)である。これは明治元年の時点で既に建築されていたものということであって、それ以前のいつ建築されたのかは不明である。

その後、明治38年に土蔵と蔵前 (M38①、②) および物置 (M38③) が建築、登記されており、大正4年の旧床屋部分 (T4) および昭和36年の燃料庫 (S36) は登記なしで建築されている。

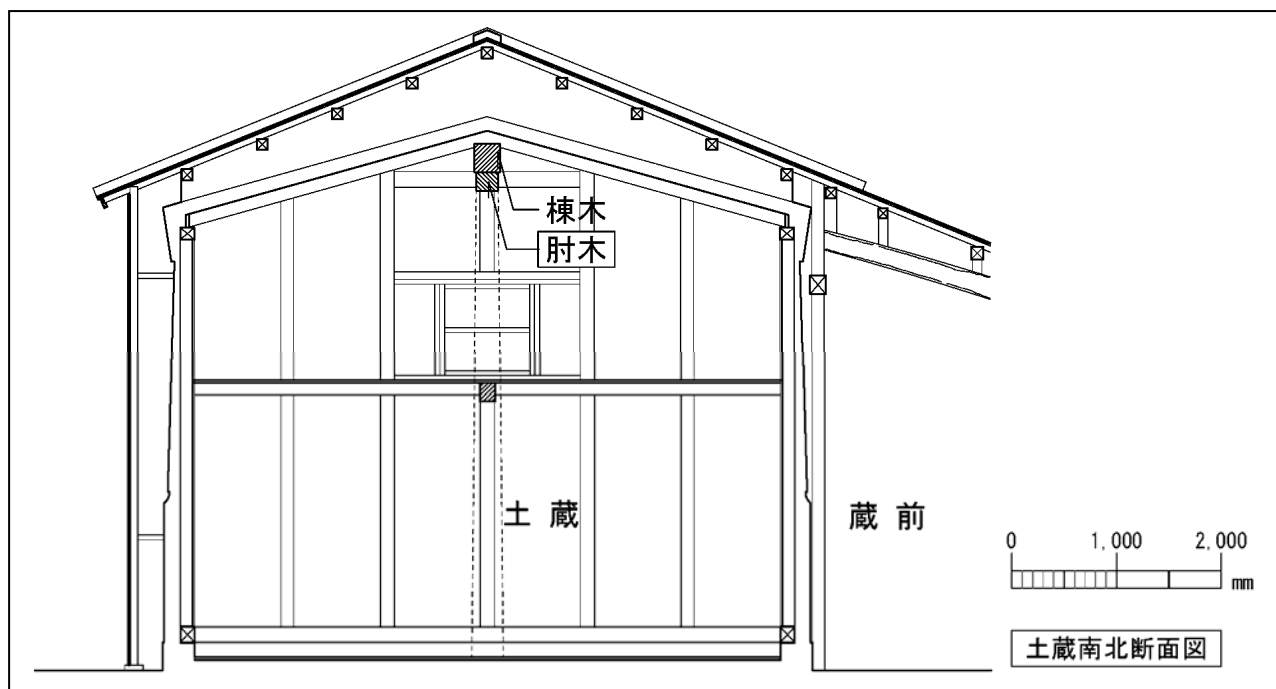
ただし、固定資産課税台帳は昭和20年～30年頃に住人に聞き取り調査を行って作成したものであり、建築年月の記載が必ずしも正しいとは限らない。また、固定資産台帳による建築年代を想定して書き込んだ間取り図は、再生前の既存のものであるので、以前の増築や改修については反映されていない。あくまでも、現状の間取りに当てはめてみた場合このように推測されるということを示した想定図である。

【土蔵の梁に残されていた墨書】

今回の再生工事で土蔵の解体修理を行った際、親柱の頭部で棟木を受ける肘木から、墨書が発見された。部分的にかすれているが、文字は全て判読できる状態であった。

柱立の日付として「大正七年四月十二日」と明記されている。これは、固定資産課税台帳の建築年月「明治38年8月」と異なる。「佐藤清五郎 四十七才」の記載もあるが、登記簿によると、佐藤清五郎が所有したのは大正4年であり、明治38年の所有者は佐藤清五郎ではない。これらのことから、聞き取りにより作成された課税台帳に錯誤があるものとみられる。

「湯や業四代目」とあるのは、松の湯で銭湯を営業する以前から別の地で「湯や業」を営んでいたということであろうか。当時の大工や左官の手間賃、米や大豆の値段なども書かれており、貴重な資料である。





大工手間 一圓
 左官 一圓二十◆
 人夫 六十◆

湯や業四代目
 魚行商 佐藤清五郎
 四十七才

家 大正七年 四月 大工川崎喜一郎
 運 西曆一千九百十八年 十二月 米玄米四斗入十圓五十◆
 永 紀元 柱立 大豆四斗入八圓
 久 二千五百七十八年 二十◆

※◆には、銭の金へんが無い字が記されている

3) 外観の特徴および再生の方針

【こみせの形状】

旧松の湯のこみせの長さは約 11 間あり、重伝建地区の伝統的景観の維持において、きわめて貴重な要素の一つである。幅は北側で約 1.8m、南側は若干狭く約 1.4mとなっている。

再生前の旧松の湯のこみせ屋根は、主屋の大屋根が伸びて、こみせにもかかっているという形になっている。他の伝統的建造物のこみせの屋根は、主屋の屋根とは別に、下屋状の庇として設けてあるので、この旧松の湯だけが特異な形になっている。また、軒先が他のこみせの軒先より 1m 前後高くなっている点や、軒下のガラス欄間など、意匠的にも他の伝統的建造物と異なっている。

昭和 7 年の写真には、旧松の湯のこみせも他の伝統的建造物と同じように下屋状になっていた様子が写っている。この写真に基づき、旧松の湯のこみせを本来の形式に復原するという方針で再生計画を進めた。

【建物全体のかさ上げ】

再生前の旧松の湯のこみせには、北側に 3 段、南側に 2 段、こみせ通り道路側には簡単に上がれないほどの大きな段差 (約 40cm) があり、こみせ本来の公共用歩廊としての意味を失っている状態にあった。実際、歩行者が旧松の湯のこみせを通行することは、ほとんどないと言ってよい状況で、段の昇降を避けて、旧松の湯前ではこみせではなく道路を歩いている人が多く見られた。

雪や風の吹き込みを避ける構造で、連続して日常の往来に使われるこみせは、連続している防雪通路としての公共性がその本質的価値とも言える。進行方向の隣地 (道路に接している場合は道路) との連続性が重要であるので、約 40 cm かさ上げすることにより、その連続性を確保することとした。

また、こみせの形状を復原した際の、こみせの軒高確保の点からも、かさ上げは重要なこととなる。既存のこみせ屋根 (主屋屋根) をそのまま下げて下屋状のこみせを作った場合、軒先の高さ



再生前の旧松の湯



昭和 7 年に撮影された写真
(山上笙介編 ふるさとのあゆみ黒石 昭和 56 年津軽書房発行)



南側から見た旧松の湯のこみせ

が 1.8m 以下になってしまう。以前の修理の際に、前面道路の舗装を重ねたことにより道路面が高くなってしまい、下屋状のこみせとして修理すると軒高が低すぎて通行に支障がある状態となるため、主屋の屋根を伸ばす形状に変更したと思われる。昭和 7 年の写真の形状に復原するためにも、約 40 cm のかさ上げが必要であった。

伴って、こみせと主屋の高さ関係を保持し外観の保存を図るために、主屋および土蔵のレベルも約40cm上げることとした。

【主屋の外観】

旧松の湯の主屋は、間口が約11間、奥行きは最大で13間となっていて、銭湯として使われていた浴室・脱衣室部分と、所有者家族が生活していた住居部分に、大きく分けられる。主屋の西側に物置（燃料庫等）があるが、老朽化が著しく、伝統的建造物に特定されていない部分であることから解体撤去することとした。

木造一部2階建、こみせ通りに面しては平入りになっている。入口から2間奥まったところに妻面が見える大屋根が、天井の高い浴室から住居の2階部分までを覆っている。大屋根より1段低い屋根が、主屋の西側1室分、南西部の納戸・物置から通路、蔵前にかかり、土蔵の置屋根につながる。増改築の際に複雑な形状になったとみられる部分もある。

屋根の葺き方、材料に関しては、もともとの

葺き屋根を維持することとする。重伝建地区内の屋根の色は、現状の金属板の色またはこげ茶色とすることが黒石市歴史的景観保存審議会にて決定されており、旧松の湯においては、現状の色を踏襲したガルバリウム鋼板を使用することとした。現状は一文字葺きと立平葺きと平葺きが混在しているが、より古い時代からあった一文字葺きで統一する。ただし、緩勾配のため雨仕舞いを厳重にする必要がある個所は、望見できない部分に限り、立平葺きとした。

外壁は、老朽化に対する応急措置として鉄板等にて被覆された部分がある。それらの仕上げは、原則として、1階は真壁ひば板縦張り、2階は真壁しっくい塗りとしている。

木製建具や出格子等が外観を特徴づけ、歴史的風致の形成に大きく貢献している。これらは修復を原則とし、腐食が進んだものは意匠を継承し再生を行った。既に現物が失われている建具・格子等は、旧松の湯を含む重伝建地区内の伝統的建造物をサンプリング調査して意匠調整を行った。復原した建具や格子等は、全て古色塗装を施した。



東面外観



交差点中心から見る



南西側から見る



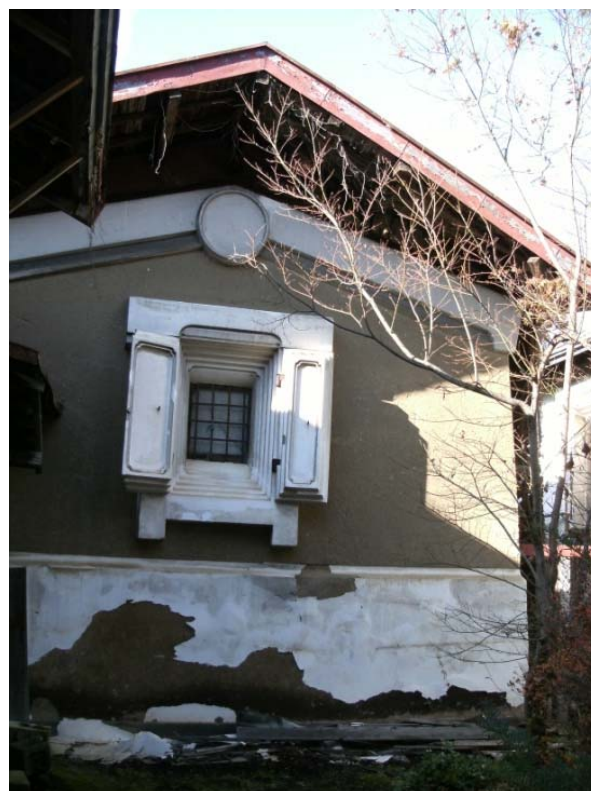
南面外観

【土蔵の外観】

重伝建地区内のほとんどの伝統的建造物と同じように、旧松の湯においても、土蔵は屋敷の奥の方に建てられている。主屋北西側に、通路および蔵前を介して接続している土蔵は、切妻造、カラートタン葺き置屋根、土蔵造2階建て、桁行4間半、梁間3間、平入りとなっている。

腰部、開口部周りおよび鉢巻部分がしっくい仕上げ、ほかは土壁中塗り仕上げである。雪の被害から外壁を守るため、入口側には蔵前を、雪害を受けやすい面（北面および西面）には鞆壁を設けてある。破損、腐朽が進んでいた蔵前、鞆壁も含め、建築当初の形に復原する方針であった。

土蔵は、揚舞工事をを行い、約40cmかさ上げすることとした。ところが、着工後、土壁等を付けたままジャッキアップ、ジャッキダウンをした際、土壁内部の腐朽が進んでいた北面の土壁が崩落してしまい、他の面も危険な状態であることが判明した。方針を転換し、屋根面も含め全ての土壁を撤去、軸組みのほとんどの部分も撤去し、木造在来工法の軸組みの外側に木製下地を組むことで土蔵の厚みを形成し、これに木ズリ下地砂しっくい塗りを施すことで、外観意匠を復原することとした。仕上げは、腰と鉢巻をしっくい塗装、中間部は無機質砂壁状吹付材塗としている。計画変更による予算と工期の制約からこのような形になったが、次回の全面的修理の際には、軸組みから仕上げまで、可能な限り当初の工法にて復原することが望ましい。



東面外観



南西側から見る



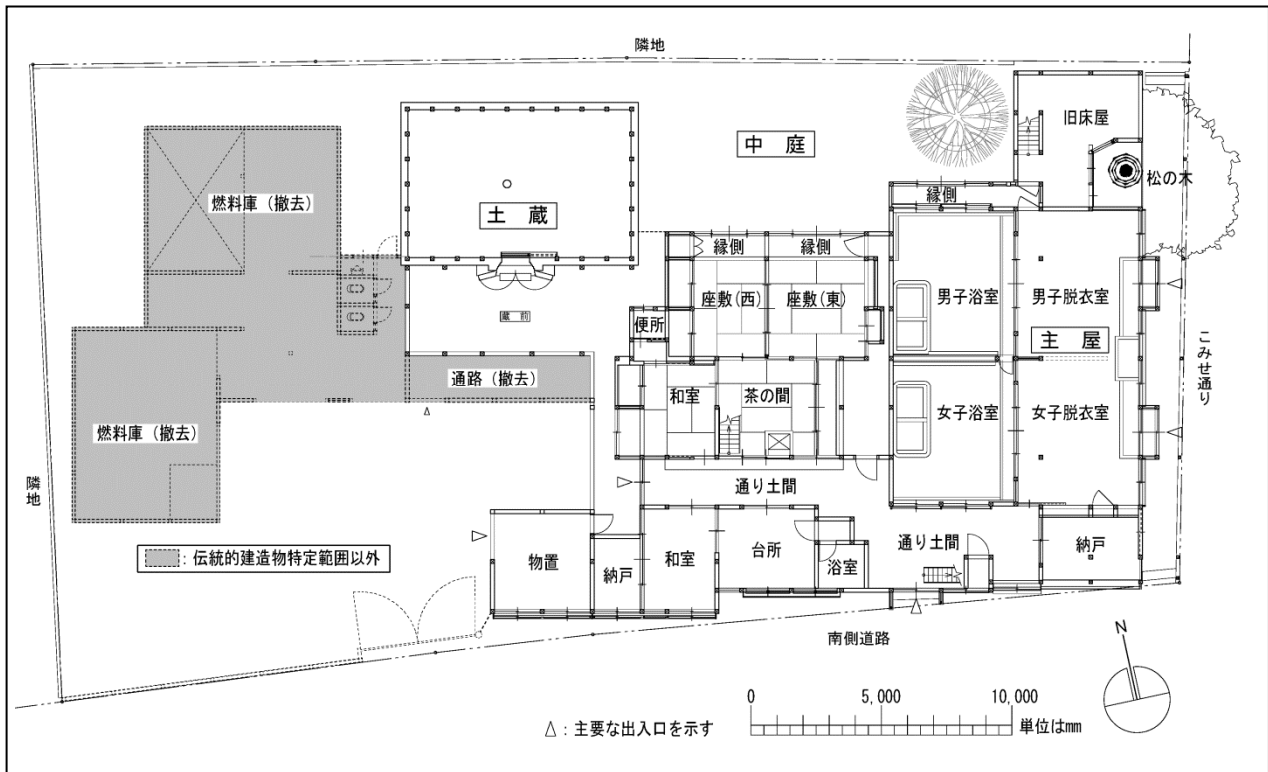
入口扉



蔵前

4) 間取りおよび各室解説

【間取り図】



【銭湯・脱衣室】



こみせに面して出入口が設けられている脱衣室は、男子・女子それぞれ15帖の広さがある。仕切りには絵が施されたガラスを組み込んだ衝立があり、銭湯の象徴ともいえる番台が設置されている。男子脱衣室と女子脱衣室ともに格天井であるが、格縁の形状や塗装が違っている。男子脱衣室からは、中庭を眺められる縁側に行くことができる。

解体時には、脱衣室の上部に、旅籠であったとみられる痕跡が確認できている。南北に通る廊下があり、それに面して和室があったと思われる。後に銭湯として改装し、平成5年まで営業を続け

た。利用者同士の情報交換、周辺地区の催事案内など、サロンの意味合いも持つ施設であり、閉鎖する際には惜しむ声が多く寄せられた。

【銭湯・浴室】



男子浴室、女子浴室ともに 15 帖の広さで、浴槽は約 80 cmの深さがある。床、壁ともにタイル貼になっていて、浴槽周りや壁上部に貼られたモザイクタイル、ライオンの湯出口など、古くから続いてきた銭湯のモチーフが残っている。

女子浴室は、既存のまま観光展示室として活用する。

【こみせ側・通り土間入口】

建物の南東角の部分は納戸として使われていて、通り抜けできる状態ではなかったが、この納戸のこみせ側に建具の痕跡が見て取れることから、もともとは通り土間の入口が設けられていて、その後、何らかの理由により板張りで塞いだものとみられる。今回の再生工事においては、通り土間入口を復原する。建具は、既に失われていて確認できないので、重要文化財高橋家の通り土間入口建具の意匠を参考に推定復原することとした。



【旧床屋】

男子脱衣室の北側に位置している樹齢 300 年を超えていると言われる松の木を守るように壁を付け、屋根に開口を設けてある。銭湯が隆盛だったころ、その北側の部分に床屋があった。当時は銭湯に床屋が併設されていることが多かった。

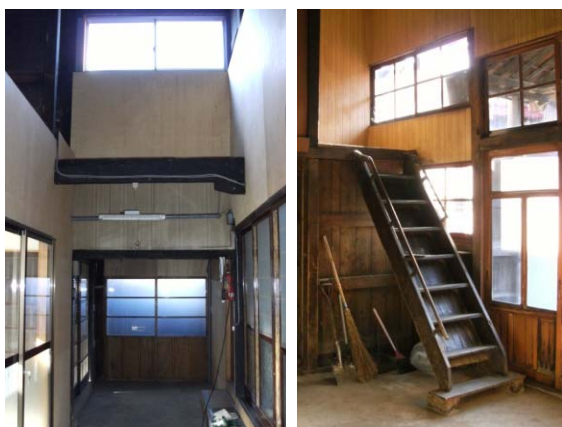
今回出入口を復原することとしたが、建具は失われているため、銭湯出入口および市指定文化財鳴海家住宅の建具を参照して復原する。

2 階には和室と洋室（板の間）があり、床屋の店主の住居として使用されていた。



【通り土間】

通り土間入口を復原することにより、重伝建地区内の他の伝統的建造物と同じように、通り土間が長く、建物の奥まで続く構成となる。高窓が設けられてあるため、十分な明るさが確保されている。南側の台所、ユニットバス等は近年の改修により設置されたものである。南出入口の付近に急勾配の階段があり、2階には3帖の前室と4帖の和室があった。



【住居部分】

通り土間に面した茶の間は、和室8帖に2間押入が附属する和室である。通り土間に囲炉裏を持ち、日常的な来客との語り場であったことが想像される。室内に2階への階段が設けられていて（上り下りは通り土間から）、2階には床の間付きの10帖和室と勾配天井の納戸がある。



茶の間の奥には、床の間付き8帖の座敷と押入6帖の和室があり、縁側の向こうに中庭が眺められる作りとなっている。

また茶の間の西側にはトイレを増設した部分やビニールクロス貼の和室などがあり、これらは近年の改装である。

【土蔵・蔵前】

土蔵は、中心に直径約30cmの丸柱があり、登り梁を受ける棟木を支えている。真壁しっくい仕上げとなっているが、柱や梁は、貫の跡などがある材が多く、別の建物から転用したものとみられる。

蔵前も伝統的建造物として特定されており、これを保存する。



土蔵1階



土蔵2階

第2章 事業の概要

2-1 事業に至る経緯

1) 市が買い上げるまでの経緯

旧松の湯は、平成5年に銭湯としての営業を終了し、その翌年から空き家になっていたが、松の大木が屋根を突き抜けている特徴ある外観は、中町こみせ通りのシンボルとして存在し続けていた。

一方、江戸時代に形成され、最盛期には総延長約4,800mにも及んでいた黒石のこみせ通りは、時代の流れとともに減少、衰退が進み、ある程度の連続性を保っているのは中町だけになってしまった。このことに危機感を感じた市民らにより、祖先から受け継いだ貴重な文化財でもあるこみせを保存し、こみせ通りの伝統的な景観を復原して次世代に残していこう、そして魅力ある黒石を作り活性化させようという動きがおきた。平成12年「こみせボランティアガイドの会」が発足、平成14年には「黒石こみせ保存会」が結成された。

平成13年度、財団法人日本ナショナルトラストによる調査が行われ、「黒石『こみせ』の町並み」が発行された。平成15年度、黒石市歴史的景観保存条例が制定され、平成16年度には、市が中町こみせ通りを伝統的建造物群保存地区に指定した。そして、平成17年7月、「伝統的建造物群が全体として意匠的に優秀なもの」という選定基準に該当するものとしてその価値を認められ、文化庁から重要伝統的建造物群保存地区に選定された。

この一連の流れに、旧松の湯の存在も大きく影響している。伝統的建造物として、その外観が歴史的町並みに大きく貢献していること、また、なくてはならない施設として憩いや交流の場を提供してきたことなど、人々の営みにも深く密着した建物であった。

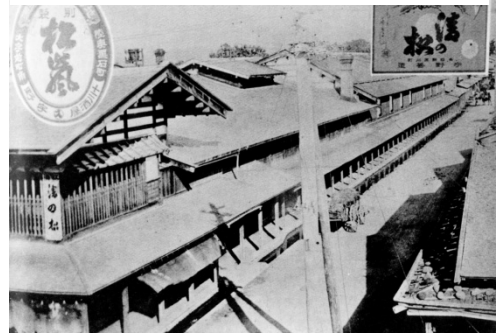
平成5年に営業を終え、その後空き家になり、

維持管理に苦心していた所有者は、解体することも検討したという。地区内の最も重要な伝統的建造物の一つである旧松の湯が失われることを避けるべく、平成20年10月、文化庁の補助を得て黒石市が買い上げた。

「観光交流拠点」「地域コミュニティ再生」「地域の防災拠点」この3点を保存活用の基本としている。



明治44年 中町
藩祖250年祭・開町250年祭



大正元年 前町一山形町角



平成16年（選定申出時）撮影 旧松の湯

旧松の湯再生に関する経緯	
平成5年度	銭湯としての営業を終了
平成16年度	こみせ保存会による松の湯活用案：3案（4～6月）
	中町こみせ通りを「伝統的建造物群保存地区」に指定（黒石市） 「黒石市中町伝統的建造物群保存地区保存計画」策定（黒石市） ※保存計画において、旧松の湯を伝統的建造物に特定
平成17年度	「重要伝統的建造物群保存地区（重伝建地区）」選定（文化庁）
平成19年度	「黒石市中町伝統的建造物群保存地区防災計画」策定（黒石市）
	「黒石市中町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法緩和に関する条例」制定（黒石市）
平成20年度	「歴史的町並み景観を活かした地域活性化事業報告書」策定（黒石市）
	文化庁の補助を得て、旧松の湯を黒石市が買上げ（10月） ※「観光交流拠点」「地域コミュニティ再生拠点」「地域の防災拠点」を市としての保存活用の基本的3本柱とする
平成21年度	学生と地域との連携によるシャレットワークショップ vol. 1 + 公開成果発表会（8月19～25日）（住まい・まちづくり担い手事業／国土交通省：以下担い手事業）
	青森建築士会南黒支部大会による提案：8案（9月12～13日）
	学生と地域との連携によるシャレットワークショップ vol. 2 + 市民公開シンポジウム（1月23～24日）（担い手事業）
平成22年度	松の湯こみせサロン社会実験／ミニワークショップ・アンケート（8～11月） 旧松の湯再生基本計画専門家ワーキング（10月17日） 旧松の湯再生基本計画策定のための中間検討会（11月20～21日） 市民フォーラム「松の湯再生に向けて」（2月20日）（以上、担い手事業）
	「旧松の湯基本計画策定業務報告書」弘前大学教育学部住居学研究室（黒石市教育委員会委託研究）
平成23年度	旧松の湯再生計画基本設計
	「旧松の湯」運営体制検討会（10月16日） 「旧松の湯」再生基本設計検討案パネル展示（デザインレビュー）（1月27～29日） 「旧松の湯」基本設計最終検討会（2月28日）
	「旧松の湯」再生基本設計検討案パネル展示（デザインレビュー）（9月8～9日）
平成24年度	旧松の湯再生計画実施設計
	「旧松の湯」再生基本設計検討案パネル展示（デザインレビュー）（9月8～9日）
平成25年度	旧松の湯再生1期工事（解体保存）および変更実施設計
	「旧松の湯」実施設計図＋完成予想図展示（景観シンポジウム）（1月18日）
平成26年度	旧松の湯再生2期工事（復原再生）
	松の湯レター発行開始（4月より季刊）（黒石市および黒石市教育委員会後援）
	旧松の湯活用市民ワークショップ（7～10月／計5回） 旧松の湯施設名称募集（一般公募）（8～9月）（以上、旧松の湯開業準備事業：黒石市）
平成27年度	松の湯交流館オープン（7月）
※太字は国、市の事業等／細字は民間の取り組み等	

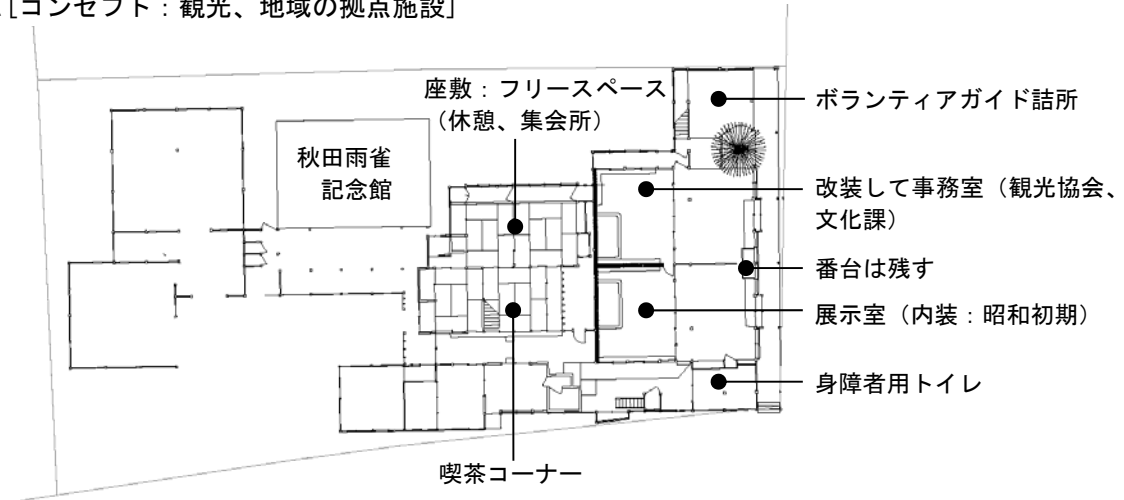
2) 活用検討プロセス

旧松の湯の活用については、市民活動を中心としていろいろな形で検討されてきた。

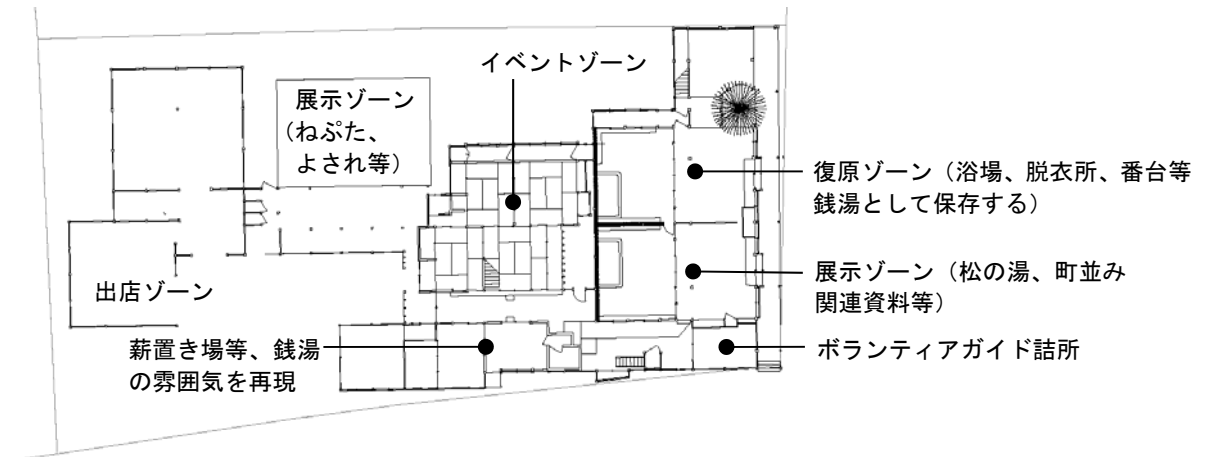
【こみせ保存会】

平成 16 年 4 月から 6 月、こみせ保存会が旧松の湯の活用についての研究会を開催し、出席者の意見を集約して 3 パターンの活用案を作成した。

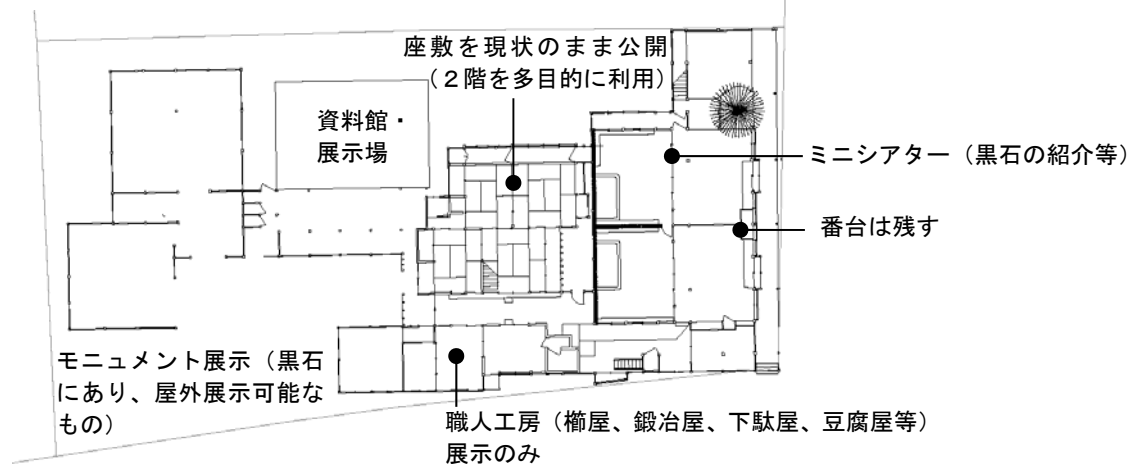
A [コンセプト：観光、地域の拠点施設]



B [コンセプト：建物を文化的価値のあるものとして保存、活用]



C [コンセプト：松の湯全体を資料館として利用]



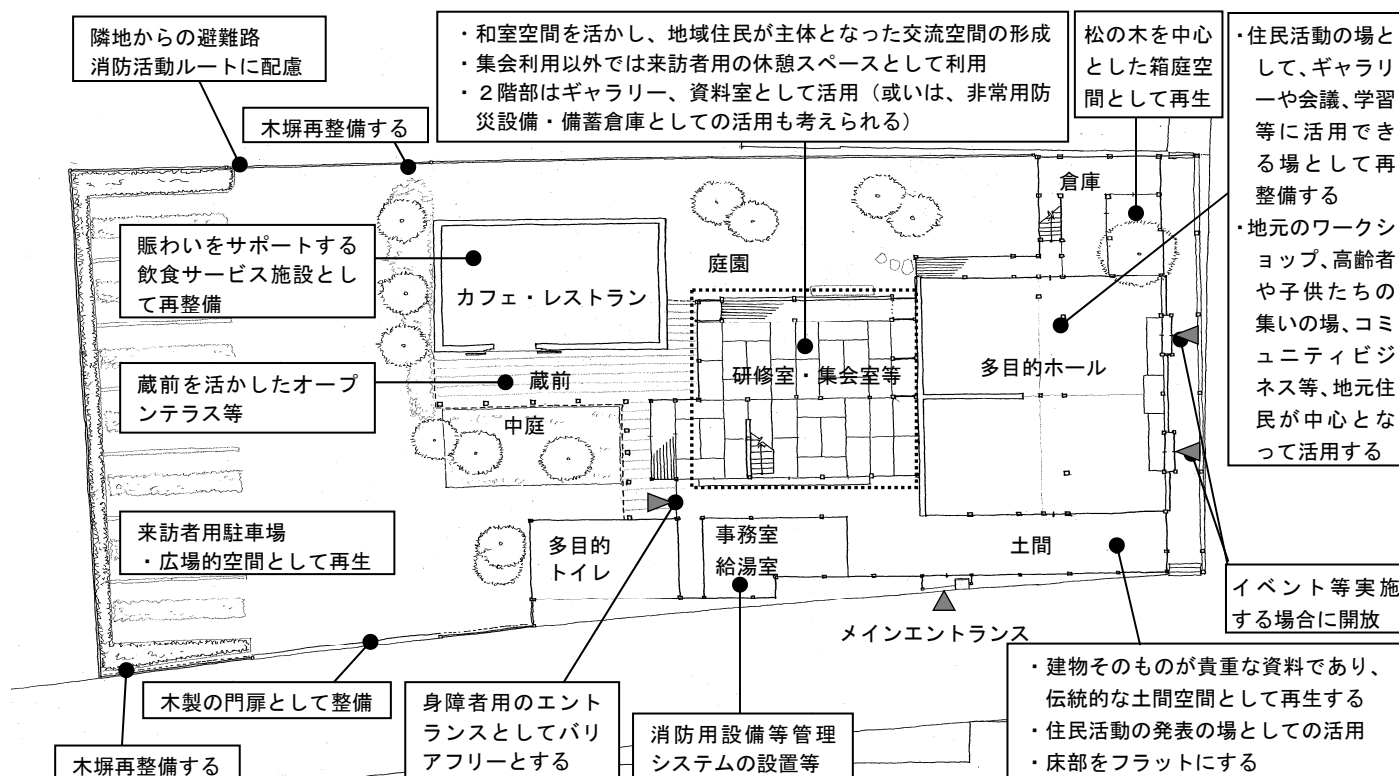
【歴史的町並み景観を活かした地域活性化事業】

平成 19 年度に実施された地域活性化事業において、旧松の湯活用のための検討が行われ、活用案を作成した。考え方としては、以下の 3 点を基本としている。

- ・地域交流および住民活動の拠点として再生する
- ・伝統的形態として外観を復原する
- ・地域防災拠点の一つとして整備する

【青森県建築士会南黒大会】

平成 21 年 9 月、青森県建築士会南黒大会においてワークショップが開催され、「こみせ通りを核とした市街地再生に寄与する旧松の湯の建物および空間の活用」をテーマに、支部ごとの案を作成した。



歴史的町並み景観を活かした地域活性化事業にて示された案



青森県建築士会の案

【シャレットワークショップ】

平成 21 年 8 月 19～25 日の 5 日間に渡り、一般社団法人日本建築学会大会（東北）の記念行事として「学生と地域の連携によるシャレットワークショップ」が開催され、市と市教育委員会がこれを後援している。これは毎年定期的で開催されているもので、黒石開催はその第 5 回目の対象地として選ばれている。全国（最北が弘前大学、最南は九州大学であった）から学生と大学教員らが集い、短期滞在型で行うまちづくりワークショップである。学生 33 名、教員等 22 名が参加、全体テーマは「黒石のまちづくりデザインを考える」であった。

こみせを中心にした将来の黒石のあるべき姿

について、広域的な視点から具体的な建築等まで、大学院生・大学生らが地域住民や専門家と討論しながら実践的なデザイン・計画を行い、地域に提案した。提案は 6 つのグループに分かれて行われ、それぞれは連携しながら、全体としての黒石の将来像を提案している。旧松の湯は、その核となる施設の一つとして位置付けられ、「風の人と土の人が交わる場～松の湯の新しい活かし方～」として提案された。

なお、このワークショップに参加した学生や教員らの多くが、本再生事業の竣工に至るまで、市民参加プロセスを中心に、さまざまな形で事業に関わっている。

風のカオ

「地参地笑 (ちさんちしょう)」

コミュニケーション → まちなかに笑顔!!

さまざまな参加

コミュニケーションによって様々な世代が交流できる!

「お惣菜ネットワーク」食をきっかけにして、郊外に住む人もまちなかで生活する人もつながれる。

「結び目」

「お惣菜ネットワーク」食をきっかけにして、郊外に住む人もまちなかで生活する人もつながれる。

風の人と土の人が交わる場

同じ空間を時間によって使い方を転換させる。

夜のカオ

「大人のたしなみ」

夜はお酒を楽しみ、文化も楽しむ創造的な空間に……

よされ横丁から松の湯の「ふるBAR」へ入り込む。

ここでの提案は、地域の人が活用できる集いの場。

〈よされ横町〉 〈よされ横町から見た松ノ湯〉

昼

～地参地笑～

持ち寄り図書館 シアター イベント 観光 子供の庭 子供のスペース

結び目

松の湯はあらゆる結び目になっている

- こみせとよされ横町
- 観光客と地域住民
- 若者とまちなか (黒石)

夜

～大人のたしなみ～

蔵 BAR カフェテラス ふる BAR 若者 みんなのピアガーデン

コミュニティを育む通り抜け土間

子供だけが通れる秘密の抜け道?

この道を行くとよされ横町に通ず...

女せへ抜ける...

平成 22 年 1 月、「松の湯の再生を考える」をテーマに、シャレットワークショップ関連企画として市民参加型ワークショップおよび公開シンポジウムが行われた。

まち全体の連携による おもてなしのシンボルに！ A 銭塔（せんとう）松の湯

交流

①観光客と地元の人
②高齢者と子供

休む場所、食べる場所
体験教室、足湯

↑ボランティアの雇用・育成

運営

①観光協会と文化課
②民のチナントを入れる
③指定管理者制度

step 1 コア形成
step 2 情報発信の連携
step 3 それぞれのお店が発展する
step 4 まちとして黒石がまとまる
step 5 運営とボランティアの育成



Scene2 松との遭遇

Scene7 買い物

地域の若者と共に 情報発信と交流を！ B FM スタジオ 松の湯



松の湯の方向性

- まことに大きな宝となるものがない
- 松の湯そのものがあまり知られていない(事実)

松の湯から情報発信

FM studio matanoys

公も民も一緒に！ 市民参加のプロセスを大切に！ C 土が風を呼ぶ松の湯

（松の湯が生活の中で活かされるような場へ）

⇒ **運営を市と民と協働で行っていく必要**

→ バランスを市民参加のプロセスの中で考えていく！

- ・運営維持のため、収益が必要／利益を考えない運営
- ・運営方針をプロセスの中で決めていく


課題

- 市民の一体感がない
- まち全体で考えていく必要

松の湯への期待

- 観光客 一泊の人
- まちなかー 農村
- 関心者が湧く

土が風を呼ぶ松の湯



周辺の整備も含めた まちづくりの拠点に！ D 松の湯からはじまる物語



松の湯からはじまる物語

こみせまつり広場の活用

観光客の入口

まちと交通アクセスの課題

市民参加型ワークショップでは、シャレットワークショップの計画案を基に、実現可能性を検討するグループディスカッションを行い4種類の提案がまとめられた。その内容は、旧松の湯の「有効活用」にとどまらず、その「運営」をだれがどのように担うかという点も対象としている。翌日は、その提案を話題提供として市長や学識経験者による公開シンポジウムを開催し、総括として「こみせアジェンダ」がまとめられた。

『松の湯再生に向けた提言』（こみせアジェンダ）
—誰もが「松の湯」を
『自分の場所』にするために—

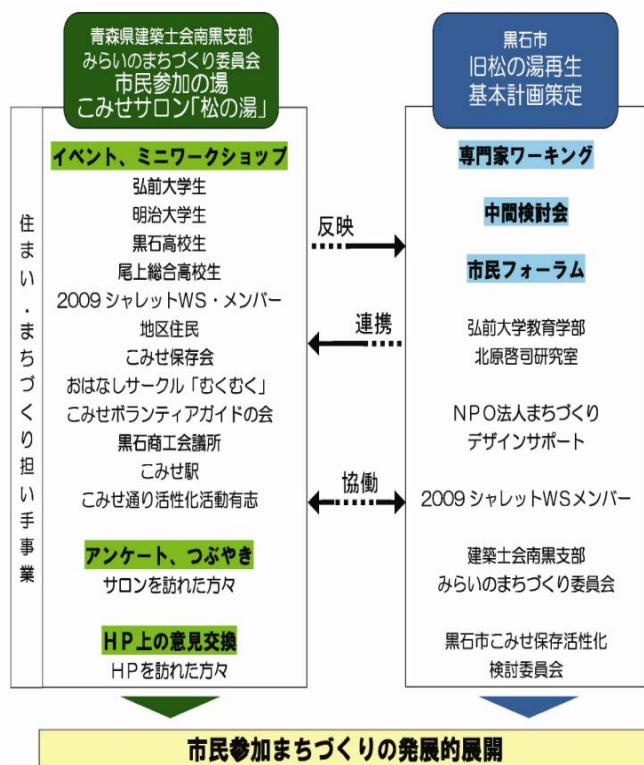
黒石全体にとってのエンジンとなる「松の湯」
まちなかの人も農村部・周辺部の人も
「むすぶ・つくる・そだてる」ことのできる場所
風の人と土の人とが織りなす
「松の湯」からはじまる物語／土が風を呼ぶ
『観る人と魅せる人』
『若い人と銀の人（若者とお年寄り）』
あずましく住むために仕掛ける「松の湯」
交流・発信のコミュニティビジネス
つねに何かが行われている
協働で育てる「松の湯」物語
みんなの想いを込めた いつまでも
長続きするやわらかな組織づくり
（プラットフォーム）
市民の想いと知恵と心意気と覚悟を集める
プロセスを大事に！

2-2 基本計画策定から 実施設計完了まで

1) 基本計画

平成22年度、市からの委託研究として、弘前大学教育学部住居学研究室により旧松の湯基本計画がまとめられている。

旧松の湯活用に関するこれまでの検討プロセスを踏まえ、市民参加まちづくりの発展的展開にむけて、社会実験や専門家ワーキング、中間検討会、市民フォーラム等を実施し、市民の感想や意見を反映させた基本計画案を作成した。さらに、これまでの公共施設の管理体制とは違った考え方の管理運営対策が提案された。



【こみせサロン松の湯】

青森県建築士会南黒支部未来のまちづくり委員会が中心となって進める社会実験として、平成22年8月から11月中旬まで、こみせサロン松の湯を開設した。黒石のまちづくりを広く市民へPRし、これまで関心を持たなかった市民も巻き込みながら、地域の景観まちづくりの機運を高め、

同時に、市民参加のプロセスにより、具体的な旧松の湯再生要望事項をまとめ、基本計画に反映させること、また、将来の運営の一端を担うネットワークづくりを行い、旧松の湯を黒石の景観まちづくりの核とすることを展望した。

i) まちづくりサロンの運営



長年閉鎖されていた旧松の湯の建物を実際に見てもらい、これまで各団体が行ってきた提案成果を展示し、感想の書き込みやアンケートにより、旧松の湯や中心市街地の再生に関する意向を集める取組みを行った。また、サロンへの誘客促進を兼ね、将来に向けた実験的運営として、読み聞かせ活動グループおよび高校生によるお話し会や大学のサークルによるアカペラショー、マジックショーのライブを企画実施した。期間中のサロンの来訪者は延べ3963人、ライブ等の出演協力者は延べ50人、スタッフ参加者数は39人、アンケート回収数は561通であった。

ii) ミニワークショップの開催

10月に開催した専門家ワーキングや、11月に開催した中間検討会と連動するかたちで、市民側要望を収集し、まとめることを目指し、7回のミニワークショップを開催した。将来の運営の一端を担うネットワークの基礎づくりや、サロン常設化に向けた課題等についての意見交換も行った。活性化活動有志と他団体有志、地元住民などが連携してまちづくり活動をするために、定期的に集まる「トークの日」を制定するに至り、市民参加の広がりや来年度の発展的展開につなげることが出来た。

iii) ホームページの運営とWEBラジオ等を用いた広報・普及活動の実施



まちづくりサロンの活動をホームページで公開した。旧松の湯の再生に向けた市民の関心を高めるための趣旨説明のほか、イベント予定の告知、開設中のサロン内映像やお話し会等のライブ中継の実施およびそのアーカイブ、掲示板やツイッターによる意見交換やつぶやきの機会を設け、場所や立場にとらわれない参加と情報発信のツールとした。まちづくりに対する熱い議論が繰り返される等の成果もあった。

【旧松の湯活用に向けた課題検討および基本方針】

これまでの各主体による提案およびこみせサロン松の湯で収集した市民や来訪者の意見をもとに、これまでの計画提案の比較分析と、実現に向けたフィジビリティスタディをするための専門家ワーキングを開催した。

法規上の問題、老朽建築物であるため必要になる構造補強、伝統的建造物としての外観保存などを検討しつつ、以下の基本方針をまとめた。

- ①土蔵より西側の建物(伝統的建造物に特定されていない部分)の建物は撤去し、市民が活用できる広場(一部駐車場)として整備する。
- ②全体を40cm程度持ち上げ東側道路と揃える。
- ③こみせは主屋の屋根と切り離し、ほかのこみせとレベル(軒先)を揃える。
- ④浴室は持ち上げず現状レベルのまま残す。
- ⑤蔵は持ち上げず現状レベルのまま残す。

⑥外観は、1階を木板縦張り、2階はしつくい塗を基本とし、景観の再生を行う。

⑦木製格子はデザインを維持し、外側は木製サッシ、内側はアルミ製の2重サッシにする。

⑧こみせ切り離しにより主屋の東側軒先後退。

⑨床屋部分は、建物から松が出ている現状の外観を維持する。

⑩松の木は内部が見えるように計画する。

⑪イチイを活かした庭として整備し、庭と座敷の連続性を考慮した計画とする。

⑫隣地との境界フェンスも改修を行う。

⑬「炉」や「つい立(ガラス絵)」など、浴槽や建具、タイルだけでなく、しつらえ要素も活用。

⑭2階は一般には開放せず、倉庫等とする。

⑮土蔵の屋根は一旦主屋の屋根と切り離し、その後蔵前の軒先を主屋側下屋の軒先に揃える。

⑯土蔵2階床を撤去、天井の高い空間とする。

⑰空間的魅力を活かし飲食可能な空間とする。

⑱蔵前は半屋外空間として活用する。

【旧松の湯基本計画案】

本計画においては、現状をできる限り再現する提案と、外観はそのまま残すとしても平面計画については現状にあまり左右されずに自由な提案を行う場合と、二つのケースを想定している。

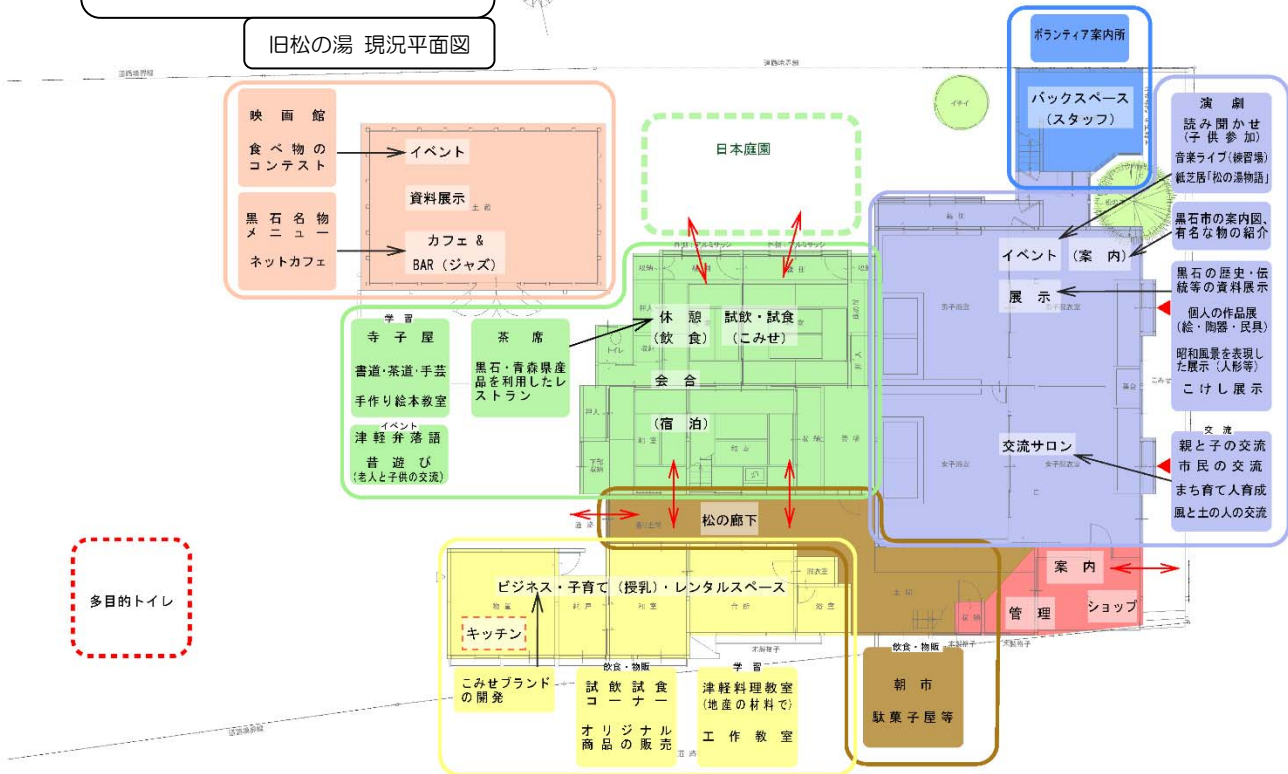
二つの案について、市民の意見やニーズを反映させながら共同で計画案を議論するための中間検討会を開催した。その後、広く市民を対象とした市民フォーラム「旧松の湯の再生に向けて」にて報告し、参加者から率直な感想や意見をいただいた。



中間検討会の様子

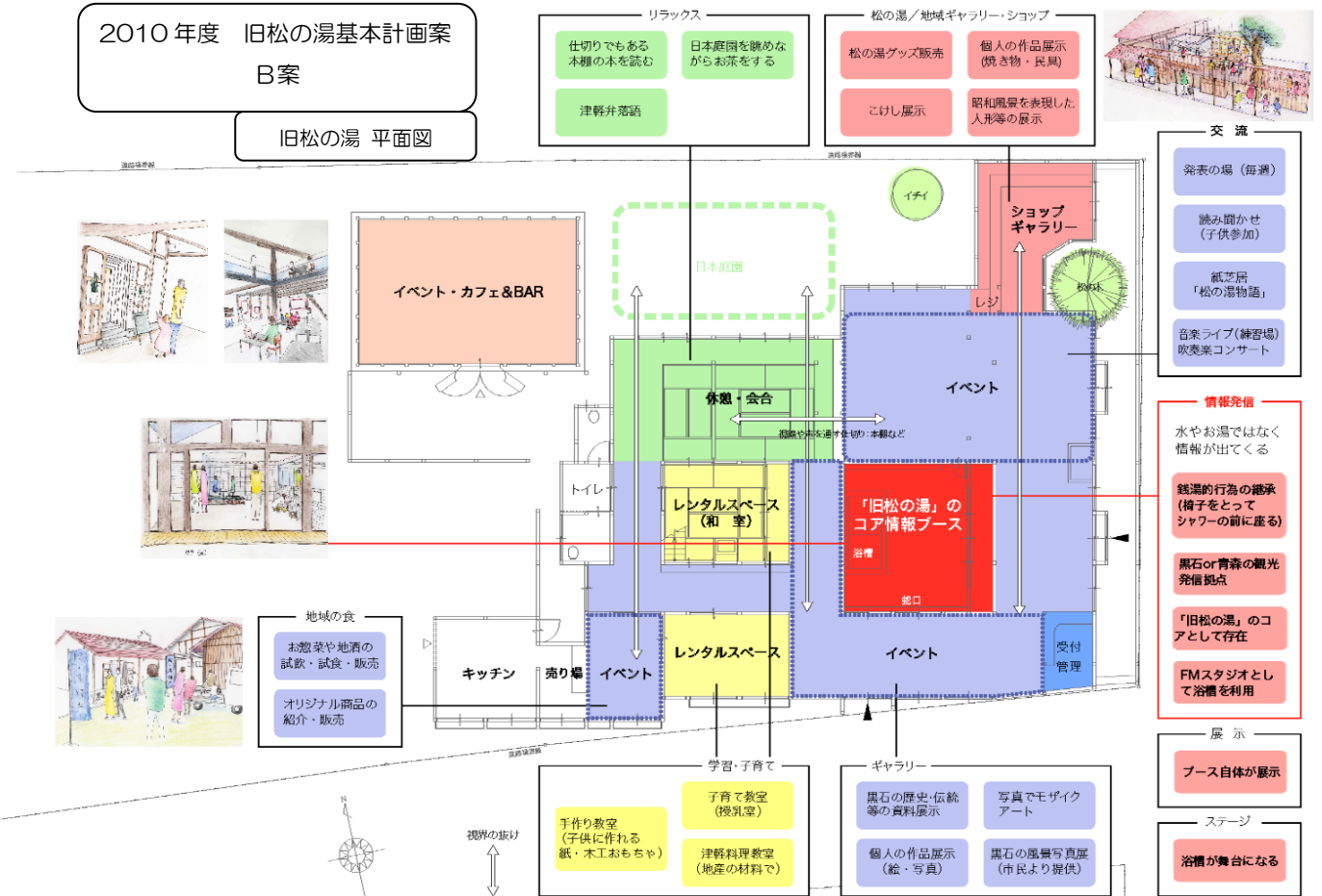
2010年度 旧松の湯基本計画案
A案

旧松の湯 現況平面図



2010年度 旧松の湯基本計画案
B案

旧松の湯 平面図



i) A案「内部保持」

A案は、現状を出来るだけ保存して再生利用する「内部保持」である。現状をそのまま活かす形で、浴室および脱衣場をイベントや展示あるいは交流サロンとして計画する。旧床屋部分には、ボランティア案内所を設置する。土間はこれまでと同じく通路として使い、南面する居室については、会合や教室の開催が可能なレンタルスペースとするとともに、子どもの授乳等にも活用可能な閉じられた空間として整備する。

土蔵は、資料展示機能と軽い飲食機能を併せ持つような空間として改修していくことが望ましい。その際、2階については使用しないこととし、床を取り払って吹き抜けとすることにより、空間の魅力も向上すると思われる。

また、土蔵前の外部空間は、朝市や軽トラ市等のイベントに使える空間として整備する。主屋部分からの移動経路は、こみせのように雨や雪をしのげるような空間とする。

ii) B案「リノベーション・プラン」

B案は、活用しやすいように思い切って変更するという案である。古い建物を保存活用する場合、その形態を忠実に保存して、その保存自体に支障がないように活用するのが一般的であるが、昨今は、重伝建地区における伝統的建造物の公開活用を促進するための制度や、地域活性化推進事業としての補助制度が整備されてきているので、内部について、単純に形態を保存するのではなく、何らかの痕跡を残しつつも、新たな要素を付け加えていくことに対しての道が開かれ始めている。そのような観点に立った時、旧銭湯の名残を如何にとどめながら、将来的な公共利用に供する空間として、どのようなリノベーションが可能になるかを検討した。

高齢社会にあって、風の人としての若者と土の人としての高齢者とが旧松の湯で出会い、新しい何かが生み出されていくことこそが、本計画の目指す姿であると言ってよい。地域の豊かな資源・財産や伝統は、高齢者によって「地域の記憶」として受け継がれてきている。一方で、若い人た

ちは、地域を知ることで多様な「再発見」を楽しむことができる。そのような場所は、古い形態をそのまま残した空間ではなく、新しく作られた空間で自由に展開していくことが可能なはずである。銭湯という形態そのままではなく行為を継承する、すなわち市民の交流の場として再生していくことで銭湯の復活とみなす、それを意図して計画したものである。

蛇口をひねると、お湯や水ではなく情報が出てくるという発想で、銭湯の行為を継承するべく、情報発信のためのスペースを旧松の湯のコアの部分（完全保存する女子浴室）に整備していく。また、今回の社会実験の中で多様な企画に協力していただいた読み聞かせの市民グループや大学生・高校生のサークルの、恒常的な発表の場を作るべく、男子浴室部分は銭湯の形態を取り除いた新たな空間とする。ほかに、土間の両側にレンタルスペースを配置して、和室においても単に休憩するという意味だけでなく、和室がふさわしいイベントに積極的に活用できるようにする。

iii) A案とB案との比較

実現に向けて関係部局との調整等、法規上の制約等を併せて考慮した場合に、外観は厳密に保存復原し、一方で主屋部分は一度解体を行い、新たな設計の観点も入れながら、構造的にも防災的にも心配のない新たな建築物として再構築していくという方法が実現性が高いと考えられ、そのような方法を取るのであれば、B案の考え方を取っていく方が自然であると判断するものである。

【管理運営体制の提案】

以下、旧松の湯基本計画策定業務報告書に記載された管理運営体制の提案の抜粋である。

これまでは、公共施設と言うと自治体が所有・管理する建造物であり、市民一般の利用が可能な施設であるというふうに捉えられるのが一般であった。しかし、昨今、公共に関する議論が盛んになり、「公」と「私」の単純な対立図式ではなく「私」が「公」を担うような場面が、次々

に生まれてきている。

そういう観点から言えば、公共施設とは役所が管理するという意味ではなく、「公」＝「みんな」あるいは「自分たち」の施設であるという考え方が運営も含めて実現されていく必要がある。

旧「松の湯」活用施設は、つくる過程も含めて、市民にとっての「みんなの場」にしていかなければならない。「みんなの場」とは、多様な市民それぞれの思いがつのる場所である。

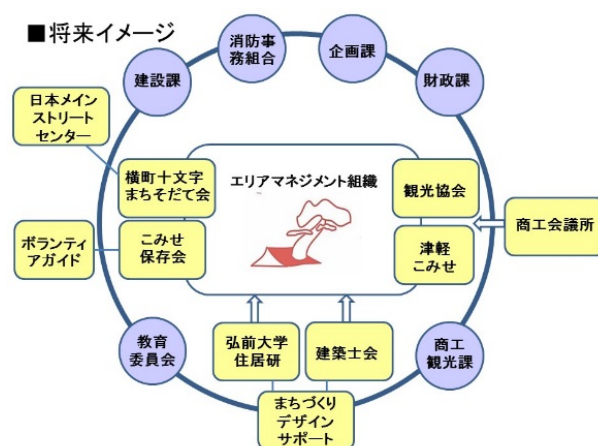
一般の直営方式として教育委員会あるいは市の他の部局が施設運営を実施していく場合には、現在のような緊縮財政の中で、いろいろとやってみたい気持ちはあっても、現実的には予算にも限界があり、スタッフを充実させることも困難であると言えよう。したがって、できるだけ地域の様々な団体や思いのある個人が結集できるような仕組みが必要になる。

下図は、これまで教育委員会文化課を中心に進めてきた旧松の湯活用の取組みの体制である。直営方式の場合、このスタイルが中心になる。民間のグループを運営委員会に巻き込んで活動を進めていくことで、直営方式の問題点を補うことは可能であろう。こみせ保存会や商工会議所、建築士会そして黒石高校や黒石商業の生徒たち、あるいは弘前大学が支援する形で体制を整えることは可能であるかもしれない。



しかし、ネットワーク型の組織というものは、責任の所在が曖昧になって、実質的に機能しなくなることが多いという事実がある。そういう意味では、民間団体をテナントに入れ、民間の活力と地域住民の熱い思いとの組み合わせにより運営していくことの方が現実的であると思われる。

は言え、都市型の施設と異なり、旧松の湯の活用において、強力なテナントやマネジメント力のある地域団体が存在しているわけではないので、現実的な選択としては、前述の仕組みを拡大する形で、いくつかの民間団体もしくは法人に、テナントとして一部の活用、あるいはそのうえで全体の管理を委託し、進めていくスタイルが最も選択しやすい方式であると思われる。



多様な市民や団体を巻き込んで、管理体制をサポートする仕組みが、どのような方式を取るにしても、必要となる。行政・市民・地元法人の協働による旧松の湯活用の取組み。それを応援するグループ。松の湯だけに「湯仲間」とでもいふべき、柔らかな組織が構築されていくことが必要であろう。この組織は、いわゆるプラットフォーム型で、駅のプラットフォームのように、乗る人と降りる人とが頻繁に往来する。自由で柔らかな組織体として「湯仲間」が作り上げられていくことにより、どんな管理運営体制を取ろうとも、黒石らしい運営が可能になるはずである。

そもそも、旧松の湯活用計画は、こみせ通り全体の、そして中心市街地全体のつながりの上で、そして黒石市全体の位置づけにおいて意味のあるものとしていくことが必須であり、そのような基本コンセプトを確認した上で、それにあったテナントと教育委員会の協働の体制を取る必要があることが明確になった。

(以上、旧松の湯基本計画策定業務報告書より抜粋)

2) 基本設計

平成 23 年度には、前年度の「旧松の湯基本計画」を踏まえ、これに実際の建物の状況の把握と、技術的検討を加え、さらに建築基準法を中心とした関連法規による検討を加え、基本設計がまとめられた。その方針を以下に整理する。

- ①「観光交流拠点」「地域コミュニティ再生」「地域の防災拠点」を保存活用の基本とすること（**公共施設としての再生**）。
- ②技術的、法的に基本計画を検証し、可能な限りこれを活かした計画を目指すこと（**基本計画の継承**）。
- ③前年度までの市民参加プロセスを踏まえ、市民に情報開示しながら進めること（**市民参加による再生**）。

【① 公共施設としての再生】

中町こみせ通りの伝統的建造物群保存地区において、伝統的建造物としての旧松の湯の存在の大きさは既述の通りである。市が旧松の湯を取得し、保存活用するに際して掲げた「観光交流拠点」「地域コミュニティ再生」「地域の防災拠点」の基本方針は、設計の与条件であった。

特に「観光交流拠点」「地域コミュニティ再生」は、この建物が公共施設として、不特定多数の市民や観光客が訪れる施設として生まれ変わることを意味している。同重伝建地区内の大きな商家のような堅牢な構造物ではなく、銭湯という特殊な用途であった経歴から材の腐朽も激しい。増築部である旧床屋などはいつ崩壊しても不思議ではないような現状から、公共施設として再生することは、やや困難な条件とも思えるものであった。

一方で、文化財としての価値は、重伝建地区の町並みにあり、旧松の湯単体としては文化財的価値が認められないことから、内部に関しては比較的自由に扱える。このことから、伝統的建造物でありながら、公共施設として積極的に活用するという、数少ない事例となることも期待できる。

また、市では平成 11 年に黒石市中心市街地活

性化基本計画が策定されているが、その中の基本方針は、『こみせ』が輝き、『真の豊かさ』を実感できる街—こみせを核としたまちづくり—とされており、同重伝建地区は、活性化の核となる地区でもある。旧松の湯は、さらにその拠点となることが期待される施設である。

基本計画でも、公共施設として積極的に活用することが示されているが、これらを踏まえ、単純に内部を保存し、往時の生活が垣間見れるような伝統的建造物とするのではなく、重伝建地区としての佇まいをその外観に残しながらも、内部空間は、常にその時代の要求に応じた様々な目的で活用されることを目指すこととした。

【② 基本計画の継承の検討】

前節記述のように、平成 22 年度に弘前大学教育学部住居学研究室が旧松の湯基本計画を市の委託研究として取りまとめている。市では、それまでの旧松の湯再生に対する市民の熱意を受け、可能な限り基本計画を継承した計画とする方針とした。基本計画では詳細な基本方針が示され、市内外の各分野の専門家による検討も行われていたが、これらを実際の建物の状況（主に軸部の確認と耐震診断）、関連各法規から再検討を行うこととした。

i) 実測と現状確認

建物の状況としては、主屋の外観は傷みが激しく、これを保護するために、1階の板張りの外壁は概ね鉄板にて被覆されていた。外部の軸組も多く材がやせており、脆い状態であった。2階や高窓、大屋根の破風面はしっくい塗りであるが、これらも崩れている箇所があるなど、傷みが進行している状態であった。外観意匠の重要な要素である格子に関しては、すべての格子の材がやせて、強度的にも劣化しており、傷みの激しい箇所が多く見られた。一方、建具に関しては、ガラスも古いガラスのまま残っており（一部破損箇所）、樞や棧木等の木部も一部に欠損がみられるものは修理することで、それ以外は継続して再利用可能なものであった。



外壁木板縦張り部のほとんどは鉄板で被覆されていた（写真は南面）。赤い外観が印象的であるが、本来の姿とは異なり、町並みにおいても異色の存在。



西側破風面には土壁の破損が見られる。隣接する一間（写真右側）は既に壁が崩れ、ボードで塞がれていた。ボードで隠れていた貫は復原する。



格子は油抜けして痩せており、一部に腐朽も見られる。格子の内側の建具は比較的良好な状態で残されている。

主屋の内部に関しては、大きく銭湯部分と住居部分に分かれるが、銭湯部分の軸組は、多湿状態の影響による腐朽が多く、材が進んでおり、補修の後も多数見られた。住居部の座敷廻りの軸組は比較的健全であり、多くの柱と梁は、再利用可能と判断した。

旧松の湯に使用されている軸組材であるが、その構造材のいくつかは、平面計画とは無関係な貫穴等の仕口加工跡がみられた。また、架構として対となる柱や、並んだ柱の断面寸法も不揃い、不規則であり、これらの木材は他の建造物からの転用である可能性もある。過去の調査では、座敷部分が藩政期からの構造物であると判断されており、この座敷部は当時の新材を使用したと思われるが、その他の箇所では改築修理、増築が繰り返されており、その際に、転用材が用いられたものと考えられる。

土蔵に関しては、土台、柱の下部（1 m程度）に腐朽がみられた。土台は取り替え、柱は普及部を金輪継ぎで取り替える必要があると判断した。また、2階の床梁はやはり転用材と見られ、貫等の欠損が多数見られた。親柱、棟木、棟木を受ける肘木は材の状態も良く、再利用が可能と判断した。

その他、平面（柱間）、矩計（横架材寸法と横架材距離）および建具寸法の実測を行っている。

ii) 耐震診断と構造計画

実測を反映した伏図および軸組図面作成後、耐震診断を行った。既存の旧松の湯の耐震診断結果は、評点が1階：X方向 0.27、Y方向 0.30、2階：X方向 0.48、Y方向 0.38 となっており、評価としてはいずれも「倒壊する可能性が高い」というものであった（※黒石市「旧松の湯」再生計画基本設計業務報告書）。

この診断結果に、構造材の腐朽等の状況等、不特定多数が利用する公共施設であること、基本計画に示された平面計画での大胆な内部平面の変更などを重ね合せると、軸組部材の考え方としては、基本的に再利用可能な材は再利用することを前提としながらも、多くの材を新材と

して検討することとした。構造的には、新たな材を採用する前提であれば、外観を維持しながらも、在来軸組工法とすることが合理的と判断した。

iii) その他の構造計画方針

- ・再利用する柱は、耐力壁の構成要素とせずに、軸力のみを負担させる。
- ・外観を保存する観点から、通りより傍観できる東面、南面の柱は基本的に再利用とするが、これは構造的には有効なものとはせず、平面計画上、二重壁を構成できる壁面は内部側に二重壁とし、この内部側壁面を新材を用いた耐力壁として算定する。
- ・再利用する梁材に関しては、構造計算上有効なものとはせず、意匠として取り扱い、当該梁材の上部（天井裏等）に別途梁材を設ける。
- ・保存する女子浴室に関しては柱および梁の傷みが激しく、これを構造材とすることは危険であった。浴室を囲むように壁面を構成し、この新しい架構に浴室軸組を負担させることとした。

iv) 設備計画方針

想定される公共施設は、年間を通して全室の活用が望まれる施設である。夏季の暑さもあるが、特にこの地方の冬期間の気象条件の厳しさに対し、市民が快適に活動できるような室内環境を確保することが与条件となる。これに応じるため、伝統的建造物の復原でありながらも、全館空調を採用することとした。同時に冷暖房のロスを軽減するため、全館機械換気（ロスナイ）を採用し、建築的には基礎、外壁、屋根面に断熱を施すこととした。また、外部に面した開口部には、木製断熱サッシ（青森ヒバを使用）を採用することとした。これは、建築基準法に求められる、防火設備に対応したものを採用する。

空調としては、座敷部および小部屋空間は天井空調とするが、天井高さの高い旧脱衣室等は床下空調を採用する。また、ランニングコストを考慮し、ガスエンジンヒートポンプを採用す

ることとした。

v) 建物全体の計画方針

第1章で既述のように、こみせの形状を復原し、建物全体のかさ上げを行うことは、結果的に、こみせと道路面がバリアフリーの状態に繋がることを意味しており、これは公共施設としての利便性にも寄与することになる。さらには、今回の旧松の湯再生が、単に旧松の湯単体の復原に留まらず、重伝建地区としての町並みの景観の復原、通りとしてのこみせの意味の復原にも寄与することとなる。

下屋状に復原されるこみせは、こみせ通りに現存するこみせを参考に、勾配や形状を決定した。勾配に関しては、高橋家住宅の約 1.4 寸勾配から中村家住宅の約 3.2 寸勾配までの幅がみられるが、旧松の湯から道を挟んで隣接する西谷家住宅（2.1 寸勾配）との関係から、2 寸勾配を採用することとした。

また、冬期間の防雪用建具となる「葎（しとみ）」を、やはりこみせ通りをサンプリングし、形状等を参考にし復原することとした。

vi) 建築関連法規の検討

ここまでみてきた意匠・構造および設備面からの方針を加味して、建築関連法規からの基本計画の検討を行った。

旧松の湯の位置する地域は、都市計画としては、商業地域・準防火地域に指定されている。この地域に建築行為を行う場合は、建築確認が必要となる。建築基準法上、建ぺい率、容積率および用途的には基本計画に影響を与える規制はないが、防火性能に厳しい制限が加えられている。また、こみせをはじめとした庇・屋根の軒先等が道路越境している。

市では平成 20 年に、建築基準法（以下建基法）第 85 条の 3 に基づき、黒石市中町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例（以下緩和条例）を制定している。これにより、規定の消防設備、避難計画等の充足を条件に、建基法により求められる準耐火建

築物（建基法第 62 条第 1 項）や道路内の建築制限（建基法第 44 条）等が緩和されている。（※緩和条例による消防設備、避難計画、各部位の仕様の詳細は巻末資料参照のこと）

vii) 基本計画の再検討（見直し）

以上の現状把握と診断、各計画方針を踏まえ、改めて基本計画にまとめられた基本方針（20 頁参照）の見直しを行った。その結果、ほぼ全ての項目を継承することが可能であったが、「⑤蔵は持ち上げず現状レベルのまま残す」に関しては、主屋と土蔵が一体の屋根で繋がっており、一方を持ち上げ、一方を持ち上げないものとする、外観の保存が困難になるため、関係者協議の上、土蔵も持ち上げることにした。

【③ 市民参加による再生】

平成 23 年度は、これまでのプロセスを踏襲し、やはり市民参加プロセスを経ながら旧松の湯に関する基本設計の検討および運営体制の検討を行い、基本設計に反映させている。

i) 運営体制の検討

平成 21 年年度末に行われた公開シンポジウムでは「一誰もが「松の湯」を『自分の場所』にするために一市民の想いと知恵と心意気と覚悟を集めるプロセスを大事に！」というアジェンダが採択されている。このためには、運営・管理の体制についても、多様な市民や団体を巻き込むような仕掛けをつくるのが重要である。基本計画においても、旧松の湯の管理・運営体制の考え方について、事例を示しながら考察が行われている。基本設計ではこれを受け、平成 23 年 10 月 16 日に、運営体制検討会を開催している。

・運営体制検討会の概要

この検討会は、特にまちづくりのステイクホルダーとなる団体から、実際に黒石のまちづくりを担う若手を中心に参加を仰ぎ開催された。検討会では、まちづくりに関わる様々な主体がネットワークを形成し、これをプラットフォーム

（湯仲間）として旧松の湯に関わっていく必要があることを再確認している。最終的なまとめは「旧松の湯単独ではなく、まち全体を考える視点が必要」とされ、市の庁内体制を含め、関係諸団体が、まちづくりのなかで旧松の湯をどう位置付けていくかが課題とされた。

【検討会参加者】以下計 27 名

- ・中町こみせ通り「トークの会」 5 名
- ・黒石商工会議所青年部 1 名
- ・黒石商工会議所 1 名
- ・黒石観光協会 1 名
- ・黒石青年会議所 1 名
- ・弘前大学住居学研究室 11 名
- ・黒石市教育委員会文化課 5 名
- ・㈱アルキメディア設計研究所 2 名



運営体制検討会の様子

ii) 基本設計検討案公開パネル展示（デザインレビュー）の開催

基本設計の図面、パースが一旦まとまった段階で、市民からの意見を広くヒアリングする目的で、平成 24 年 1 月 27 日（金）～29 日（日）の 3 日間、基本設計検討案公開パネル展示（デザインレビュー）を開催した。期間中は記録的な大雪に見舞われ、雪かきに追われる中、それでも 79 名の市民が来場している。20 代から 70 代まで、幅広い年代からの意見を伺うことができ、有意義な開催となった。ヒアリングで得た主な意見を以下にまとめる。

- ・通り土間は、元々通り抜けが可能だったのではないか。そうであれば通り土間として再生し、表（こみせ通り）から出入りが出来るようになった方がよい。

⇒その後、こみせ側に引戸の鴨居を確認し、通り土間であったことが確認されたため、計画を変更し通り土間とした。

- ・女子浴室（観光展示室）では、黒石だけでなく、全国の重伝建の情報が見ることができるとよい。

⇒開館後の検討事項とする

- ・観光客を考慮して、コインロッカーか、荷物預かり所があるとよい。

⇒コインロッカー置き場を確保し、市の単独事業でロッカーを設置することとした。

ヒアリングの他、アンケートも行ったが、基本計画の内容には概ね好意的である一方、管理運営体制への不安・懸念の意見が多くみられた。



基本設計検討案公開パネル展示の様子

iii) 「旧松の湯」基本設計最終検討会の開催

デザインレビューの後、通り土間部分の設計変更等の微修正を行い、平成24年2月28日(火)には、一般に公開の基本設計最終検討会を開催している。

先のデザインレビューおよびこの検討会時点での基本設計には、管理運営体制が不確定のままでは用途の定まらない部屋が3箇所ほど含まれていた（土蔵と主屋西側の座敷および旧台所廻り）。

検討会においても、基本設計自体の内容には好意的なものの、管理運営体制の不透明さに関する意見が多く出された。



基本設計最終検討会の様子

3) 実施設計

平成 24 年度には、実施設計をまとめている。基本設計に基づいた詳細設計であり、これにより再生工事全体の総工費を把握している。一方で、前年度に課題として残されていた管理運営体制に関しては保留のままであったため、主屋座敷西側の和室は管理事務所、土蔵と主屋の台所は飲食店テナントと仮に設定されていた。これは、この段階で示されていた複数の用途のうち、確認申請の段階で、より条件が厳しくなる用途を仮に選択した形である。

総工費の把握を経て、翌年となる平成 25 年度に解体保管工事を旧松の湯再生 1 期工事として行われることが決定した。また、同年度に市にまちなか活性化庁内検討会議（以下検討会議）が設置されることとなった。この会議は中心市街地の活性化について、各課の連携を図る会議であり、旧松の湯の管理運営体制に関しても、ここで議論されることとなった。

平成 25 年度には、これら、検討会議での検討内容および解体工事により新たに確認された事項を反映し、実施設計の調整を行っている（旧松の湯変更実施設計業務）。

なお、実施設計の基本図面（配置図、平面図、立面図、断面図）を巻末の図版資料に掲載している。これを参照のこと。

【まちなか活性化庁内検討会議の検討事項の反映】

まず、検討会議において、それまで保留とされていた管理運営に関して、開館当初 2～3 年を目途として、市の直営で運営することが決定した。これに伴い、主屋の西側座敷は、既存を活かした和室とし、貸スペース（平時は市民開放）とすることになった。同様に、旧台所は、まちなか活性化の拠点として、市民の身近にある事務室（まちそだて室）とすることとなった。また、土蔵はテナントスペースとし、テナント決定までは、市の文化的資料を展示するスペースとすることとなった。

特に、まちそだて室が旧松の湯に設置された

ことで、「観光交流拠点」「地域コミュニティ再生」「地域の防災拠点」の基本方針を、市自らが現地で主導できることになったことの意味は大きい。

【解体保管工事による確認事項の反映】

解体保管工事では、全軸組の実測調査を行った。全体としては、南東部に向けて若干の沈下が見られたほか、旧床屋部分にも沈下が見られた。調査後、CAD上で水平補正を行い、外観を決定する軒高、棟木高、桁～土台等の横架材距離に関し、実施設計に微調整を加えている。

解体工事では、南出入口の左上（外観：現状では板で塞がれ、鉄板で被覆）に高窓が存在していたことが確認されており、これを復原することとした。また、旧台所の床下から、井戸が発見された。元はφ1,200mm程度の石積みであり、後にφ900mmのコンクリート製の井戸となった痕跡がみられる。井戸は既に塞がれているものと思われ、湿気が上がってきている様子はなかった。一方で、空気抜きのパイプ（竹筒等）は確認できなかった。改めて、地元の黒石神社の神主によってお祓いを行った。設計では、井戸の当該箇所もべた基礎の予定であったが、これを基礎梁で囲み、土間コンクリートとして塞ぐ形式に変更している（土間コンクリートを撤去しても構造体に影響はない）。



旧台所の床下に確認された井戸

解体保管工事の内容に関しては、第 3 章に改めることとする。

【各室設計主旨】

全体計画

既存建築の平面の構成は、大きく銭湯部分と住居部分の二つの機能に分かれており、これを通り土間が繋ぐ形であった。公共施設として、全体を一体的に活用するには、この二つの機能による空間の分断の解決が必要であった。これに対し、男子浴室を撤去することで空間を一体的に連続させ、解決を図った。建具等開放時には各室で行われている出来事が、隣室にも伝播し、文化施設と観光施設、市民と観光客が交錯しながら交流する場所となることを目指している。単に眺めて体験する場としての価値に乏しい伝統的建造物を、町並みを守りながら、積極的に活用できる建造物に転換することが全体計画の主旨である。

市民展示室（旧男子浴室および男子脱衣室）

文化事業を主とした市民活動の中心となる室である。各種イベント、市民の発表会、中高生を中心とした定期公演、絵画等の企画展示等での利用の他、日常的には、地域住民のサロンとしての利用を考慮している。基本的には隣室に対して開放的な空間であるが、発表会などの利用方法によっては、閉じた空間になり、ほぼ暗転状態にもすることができる。建具やスクリーンによって調整される「開」と「閉」は、その中間的な操作も可能であり、多様な可能性を有する空間となる。

観光展示室（旧女子浴室）

保存する女子浴室は、かつて銭湯であったこの施設の象徴的場所である。市民の情報交換の場であった浴槽・洗い場を、形を変えた情報交換の場として再生することを意図している。また、このブースを取り囲むように建物全体が一体的に連続しており、建築としても核となる空間である。黒石観光、歴史、こみせ、松の湯、よされ、ねぶた等の黒石の情報を提供するほか、全国の重伝建地区や日本の道100選の紹介などにより、観光客の利便だけでなく、市民が誇りを持てるような情報が発信されることが望まれる空間である

観光案内所（旧女子脱衣室）

観光案内の機能としては、主に受付・案内コーナーに集約されるほか、パンフレット等の陳列スペースとなる。むしろ、観光展示室の延長として、あるいは市民展示室の延長として、市民と観光客の接点となる大切な空間である。観光展示室奥の壁面に設置されたインフォメーションディスプレイはこの場所からも十分に視聴でき、かつ市民展示室の活動の様子も伺える場所としている。受付カウンター内で、観光展示室のディスプレイの制御、空調、照明などの設備の制御が行えるよう計画を行った。

談話コーナー（旧床屋）

旧床屋は、銭湯同様に情報交換の場所であった床屋の記憶を継承し、市民展示室の延長として談話コーナーを置いている。絵画等の展示として市民展示室が利用される場合、一体の展示室として機能するよう意図している。旧床屋には、小さな囲炉裏が残されていた。かつては床屋を訪れた近隣住民の語らいの場所であったと考えられ、これを談話コーナーの象徴として復原することとした。なお、2階床は撤去し、かつての2階の窓から木洩れ日を感じられる空間となる。

通りの間（旧通り土間）

こみせ通りに面した出入口を復原し、かつての通り土間として再生する。出入口部分にあった納戸およびその2階床は撤去し、メインのエントランスとする。2階床を撤去したことで、屋根裏（現し）までの高い吹き抜け空間を得ている。通り土間が東西を貫くことで、こみせ側エントランスから広場側エントランス（駐車場側）に至る動線が明快になり、観光客にも全体の構成が分かりやすいものとなる。また、通り土間に面して、多目的トイレ（オストメイト設置）および授乳室を設け、観光客および市民への利便性を高めている。

お休み処（旧茶の間）

通り土間に面した茶の間はお休み処として観光客や市民に常時開放し、来訪者の利便を確保す

る。幸い、旧茶の間の梁材等および囲炉裏、調度品などが再利用可能であり、往時の空間をほぼ復原することができるため、落ち着いた空間で休憩ができる場所となることを意図している。

交流の間 1・2（旧座敷）

中庭に面した座敷は、和室を利用する文化活動を中心にした貸スペースとする。市では茶道、華道などの文化活動が非常に盛んであり、これらの団体の方々へのヒアリングなども踏まえ、設計を行っている。交流の間 1・2 とも、既存では茶の間（お休み処）を経て入室する空間であったが、それぞれ独立した入口を無理なく確保できるよう意図している。交流の間 2 には前室と給湯室を設けている。

一方で、貸スペースとして貸し出されている時間以外は、一般に開放し、津軽地方に多くみられる大石武学流庭園を眺めながら、お休み処と同様に、休憩場所として利用できる。また、市民展示室との仕切りにはスクリーンが設置されているが、これを開放すると、市民展示室と一体的な活用が可能である。市民展示室側で演奏を行い、座敷側を客席とするような利用方法も考えられる。逆に、座敷側を高座として市民展示室側を客席とした寄席を行うことも可能である。

通常は、市民展示室での活動を垣間見ることのできる場所であり、市民と観光客の交流場所となることを意図している。

まちそだて事務室（旧台所廻り）

旧台所廻り（住宅用浴室含）は、まちそだて事務室として、再生旧松の湯の管理の他、こみせ通りを中心とした中心市街地のまちづくりの拠点となる。市民や観光客が気軽に立ち寄れることを意図した設えとしている。全館の空調、換気、照明、自動火災報知設備、警備などの制御を集中して行えるものとした。

倉庫（1階旧物置、2階旧和室・納戸）

建ぺい率・容積率に余裕はあるものの、外観保持の観点から面積を増やすことができない一

方で、市民参加によるプロセス（基本計画）を反映する中で、最も確保が難しかったのが収納空間である。1階南西端にあった物置の一部を倉庫としたほか、2階の和室および納戸を倉庫として利用することとした。2階に至る階段は、不特定多数が立ち入るものとせず、管理上の階段として設定している。

資料展示室（土蔵）

土蔵は将来的に飲食店舗等のテナント貸が望まれたが、地域の現状を鑑みると開館直後にテナントが入居することは困難であると考えられた。このため、当面は市の文化的資料を展示する資料展示室とすることで、設計を進めた。

一方で、将来のテナント貸しを見据えた空調、照明計画とし、給排水の床下への引込を行っている。

土蔵であるが、変更実施設計の途中で、同時に進行していた解体保管工事中に、北側壁面が崩落するという事態に至った。土蔵造りとして復原するのは大幅な予算超過となること、最低でも工期が2年延長することから、関係者協議となった。協議を経て、外観の復原および親柱、棟木など再利用できる構造材は使用することを条件として、在来軸組木造を主構造とした意匠設計変更を行っている。また、これに伴う構造設計・計算の見直しを行った。

男女トイレ（旧物置、納戸廻り）

トイレは土蔵（将来テナント入居予定）と兼用となることから、屋外からアプローチしやすい位置とした。新規に設置するトイレであるため、メンテナンスと利用者の衛生的利用を喚起するため、あえて古民家風にはせず、現代的内装とし、公共施設としての清潔感を保つこととした。

【建築基準法等の法的対応】

建基法に関わる主な対応を以下に示す。

居室の換気（法第28条第2項、令第20条の2）

全館の居室に機械換気設備を設置した。

ホルムアルデヒド規制等に関する仕様（法第 28 条の 2 第 3 号、令第 20 条の 7 他）

- ・内装仕上材（床、壁、天井）は等級 F☆☆☆☆ および規制対象外品を使用する。
 - ・天井裏等への措置：天井裏・小屋裏（床裏）・収納においてもすべて等級 F☆☆☆☆ のものを使用する。
 - ・床材（フローリング等）の施工に関する接着剤は JAIA（日本接着剤工業会）認定による等級 F☆☆☆☆ のものを使用する。
 - ・壁材・天井材（クロス等）の施工に関する接着剤は JAIA（日本接着剤工業会）認定による等級 F☆☆☆☆ のものを使用する。
 - ・造作家具に使用する合板類（ポリ合板含）は全て JAS の認定による等級 F☆☆☆☆ のものを使用する。
- なお、材料としては、その他以下を順守する。
- ・JIS、JAS 品を使用。
 - ・吹付アスベスト、クロルピリホスは使用不可。

非常用照明（法第 35 条、令第 126 の 4・同 5）

全館に非常用照明を設置した。

排煙設備（法第 35 条、令第 126 の 2）

排煙上有効な開口部の面積が当該居室の床面積の 1/50 に満たない居室は次の告示仕様とする。

- ・平成 12 年告示第 1436 号第四号ハ(4)とし、LGS（不燃）下地＋内装不燃材料仕上とする。
- 当該居室は、観光展示室、休憩室 1、授乳室、資料展示室（土蔵）の 4 室である。なお、建築確認審査機関と協議の上、通りの間の西端上部の上部窓をオペレーター付の排煙窓とすることとした。

内装制限（法第 35 条の 2、令第 129 条）

「展示場 \geq 200 m²」より居室の壁・天井の仕上げをを難燃材料（以上）とする。また、通路・階段等の壁・天井の仕上げを準不燃材料（以上）とする。

これらにより、木材に関しても上記に位置するものは、該当性能を有した認定品を使用するこ

ととする。

小屋裏隔壁（法第 36 条）

令第 115 条の 2 第 1 項 7 号より、建築物の各室および各通路について、壁・天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料（以上）とする。

実際は、内容的に前記「内装制限」に吸収される。

建物の各部分の高さ（法第 56 条）

用途地域（商業地域）と道路幅員(6.2m)、本計画の最高の高さ（法定地盤面+7,975、道路中心線よりの高さ+8,045）より、道路斜線・隣地斜線とも適合している。

準防火地域内の門または塀（法第 62 条第 2 項）

延焼の恐れのある部分に設ける塀・フェンス等は、高さ H=2.0m 以下とする。

その他の建基法に関わる項目は、緩和条例による緩和により対応している。建基法以外の主な法令への対応は以下の通りである。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（青森県福祉のまちづくり条例）

展示場かつ、延床面積 1,000 m²未満のため届出不要。

エネルギーの使用の合理化に関する法律

再生される松の湯は、「第二種特定建造物」に相当し、同法第 75 条の 2 による届出の対象となるが、同条第 5 項（適用除外：政令第 20 条第 2 項）に定められる伝統的建造物群を構成している建築物に相当するため、その届出は不要。

【緩和条例の反映～仕様の決定】

実施設計では、緩和条例に呼応する各仕様等についての詳細設計を行っている。

各仕様に関して、巻末資料にまとめたのでこれを参照のこと。

2-3 旧松の湯再生工事の内容

1) 工事の経緯

旧松の湯再生工事は、平成25年8月に着工し、平成27年6月に竣工した。

平成25年度の1期工事の概要は、当初、以下のとおりであった。

【主屋】一時解体、建材・建具等養生、保管・管理、女子浴室補強、養生、保管・管理

【土蔵】覆屋根・蔵前一時解体、揚舞・基礎据え付け、内外部左官補修、養生、保管・管理

【小屋：非伝建物部分】解体、付帯工事一式

しかし、土蔵揚舞作業中に北面壁が崩落し、他面にも亀裂が確認できたため、土壁を補修して仕上げるという当初計画が不可能になった。平成26年度の再生2期工事において、土蔵上屋を全て解体、一部の柱や梁を再利用したほかは、新規に木造在来工法で軸組みを作り、木ズリ下地砂しっくい塗りの上に、しっくい塗装（腰部および上部）または無機質砂壁状吹付材塗（中間部）で仕上げることとなった。

また、地域活性化推進事業としての旧松の湯再生工事等の他に、防災施設等事業として、旧松の湯防災設備設置工事、中町地区消火栓ポンプ室等設置工事および中町地区消火設備用配水管等設置工事（旧松の湯敷地内の分）も、併せて実施している。

なお、補助金申請時に比べ事業実施時では、労務単価や資材単価が高騰しており、そのあおりを受け事業費が不足したため、26年度途中において事業費の増額を行っている。

2) 事業費

各年度ごとの事業費および国庫補助額（区分：国宝重要文化財等保存整備費補助金）は次のとおりである。

【平成25年度・地域活性化推進事業】

旧松の湯再生1期工事 21,787,500円

旧松の湯再生1期工事監理 1,597,050円

その他経費 23,055円
合計 23,407,605円
 補助額 上記1/2 11,703,000円

【平成26年度・地域活性化推進事業】

旧松の湯再生2期工事 272,722,680円
 （旧松の湯中庭作庭工事含）

旧松の湯再生2期工事監理 11,039,190円

旧松の湯松の木養生 1,684,800円

その他経費 2,056,440円

合計 287,503,110円

補助額 上記1/2 143,751,000円

【平成26年度・防災施設等事業】

旧松の湯防災設備設置工事 13,973,040円
 （中町地区消火栓ポンプ室等設置工事含）

（中町地区消火設備用配水管等設置工事含）

旧松の湯防災設備設置工事監理 845,130円

（中町地区消火栓ポンプ室等設置工事監理含）

その他の経費 28,000円

合計 14,846,170円

補助額 上記1/2 7,423,000円

3) 工事運営

工事関係者は次のとおりである。

○所有者・事業者

黒石市長 鳴海広道

高樋 憲

黒石市建設部 都市建築課

黒石市教育委員会 文化スポーツ課

○文化庁

文化財部参事官 村田健一

熊本達哉

参事官（建造物担当）付伝統的建造物群部門

○青森県教育庁 文化財保護課

○設計監理 (株)アルキメディア設計研究所

○施工請負 高樋建設(株)

第3章 旧松の湯再生工事の内容

3-1 工事の概要

1) 1期工事（解体保管）

旧松の湯再生1期工事は、平成25年9月～平成26年3月にかけて行われた。

【仮設工事】

工事は、道路に面する東面と南面に鋼板の仮囲いを設置、南面に工事車両用のパネルゲートを設置し、これより敷地内の西側に鉄板を敷いた。敷地の東側、道路を挟んで空地となっていた敷地に現場事務所（プレハブ）等を置いている。外部足場は枠組み足場とし、防災シートで覆った。また、主屋解体後、保存される女子浴室と土蔵に関して、枠組み足場で囲み、単管と塩ビ製波板で屋根を掛け、雨風や雪に対する養生を行っている。

2) 2期工事（復原再生）

旧松の湯再生2期工事は、平成26年8月～平成27年6月にかけて行われた。

【仮設工事】

工事は、1期工事同様、道路に面する東面と南面に鋼板の仮囲いを設置した。西側隣地が空地となり、市が購入したことから、この隣地に現場事務所と職人の詰所を設置、工事車両は隣地から進入することとし、敷地内の西側に鉄板を敷いた。外部足場は枠組み足場とし、防災シートで覆った。

次節より、各部位および各室の工事内容を記す。それぞれ、解体保管工事（1期）、復原再生工事（2期）の順に記述する。解体保管前と再生復原後の図面（配置図、平面図、立面図、断面図）は巻末の図版資料を参照のこと。

3-2 こみせ

旧松の湯再生事業における現状変更で、最も大きな変更となったのは、黒石市中町伝統的建造物群保存地区の特徴である、こみせにおいてである。昭和7年当時の旧松の湯の写真（巻頭写真参照）を確認したことで、この当時のこみせの復原を目指した。

旧松の湯のこみせは、前面道路との関係の調整などの理由から、重伝建地区内の他の伝統的建造物のこみせとは異なる形式となっていた。これを本来のこみせの形式に復原することで、周辺とこみせの軒が連なり、文化財としての重伝建地区の町並みを復原することができる。また、道路面とこみせの歩行面の段差を本来の関係に復原することができ、これらにより、公共歩廊空間としての本来のこみせの意味を復原することにつながると考えた。



解体前の旧松の湯：こみせ通りから（既存）



復原後の旧松の湯：こみせ通りから（竣工）

【解体保管工事】

黒石のこみせは、主屋の1階の高さに下屋状に設けられている形式が基本であるが、旧松の湯のこみせは主屋の屋根が道路まで伸びる形で掛けられていた。この軒先は、こみせ通りの他のこみせの軒先より1m前後高い位置になる。そのままでは軒下が間延びすることもあり、ガラスを欄間状に入れて、意匠的に調整し、雪の吹込みも抑えていたと考えられる。なお、この欄間から下の柱は、隅柱を除き、木材ではなく丸鋼管で支えられており、重伝建地区内の他のこみせのように、防雪建具である「薔（しとみ）」は設置できない仮設的なものであった。

既存のこみせ屋根（主屋屋根）を、そのまま1階の高さに下げて下屋状に設けると、軒先の下が1.8m以下になり意匠的にも低すぎるばかりでなく、歩行や自転車の通行にも危険な軒先となる。しかし、昭和7年の写真（口絵参照）を見ると、かつては旧松の湯にも1階の高さに下屋状にこみせが掛けられていたことが見て取れる。

一方、道路面とこみせ歩行面には40cm程度の段差があった。水路の勾配に合わせた道路の幾度かの舗装により、道路面が高くなり、生じた段差と考えられる。

これらのことより、道路面が高くなったことで、本来の下屋状のこみせではなく、主屋の屋根と一体化したこみせとなったのではないかとの推測が可能である。

実際、既存のこみせ屋根には、主屋から垂木を継いで延長している痕跡が見てとれ、上記の推測を裏付けている。



こみせを北側より見る。道路との段差が見て取れる（既存）



主屋から道路側に垂木を延長した痕跡（既存）

こみせに面する建具としては、銭湯の男女出入口の引違戸と、縦繁格子内の窓があった。一方、通り土間で既述のように、通り土間からこみせに至る引違戸は失われ、鉄板で覆われていた。北側の旧床屋の出入口も同様である。銭湯の出入口、縦繁格子内の窓は保管した。

【復原再生工事】

主屋を41cm持ち上げた復原再生後のこみせは、主屋の屋根と切り離し、本来の下屋状の形式で復原した。併せて、こみせ歩行面も40cm前後上げて道路面との高さの調整を図っている。軒先から道路面までの高さは2.25mとなり、重伝建地区内の他のこみせの軒先と揃うため、町並みと調和する。



こみせ通り北側から見る。復原されたこみせが、西谷家をはじめとした南側の町並みに連なる様子が分かる

また、柱も、重伝建地区内のこみせの柱と同様に1間毎に設け、出入口となる部分を除き、防雪用建具となる「薔（しとみ）」を設けた（着脱式で冬期間のみ使用）。



1間毎に設けられた柱と蔀（竣工）

銭湯の男女の出入口（下の写真において、壁面からこみせに突き出した部分）の建具は、框と腰板を取り替え、復原を行っている。銭湯のひとつの象徴的な存在であり、記憶を受け継ぐ建具である。また、通りの間入口、談話コーナー（旧床屋）入口の建具は、重伝建地区内からサンプリングを行い意匠の参考としている。



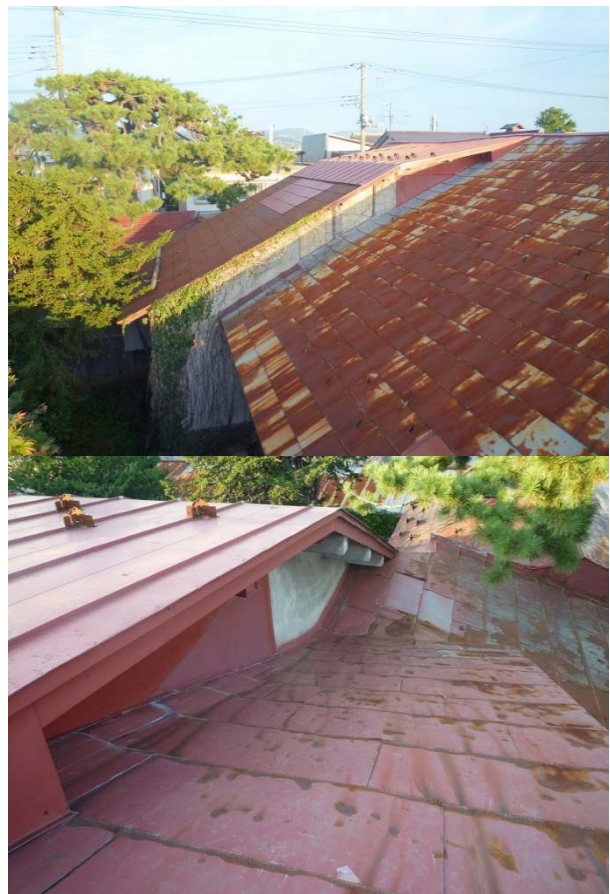
こみせを南側からみる。こみせの歩行面は道路面と面を合せたものとして調整され、段差を解消している。

3-3 主屋

1) 屋根

【解体保管工事】

既存の屋根の鉄板の下地は杉バラ板の野地板に長桁葺き、あるいは野地板にルーフィングなどが、増改築を繰り返す中で混在している。鉄板の葺き方も一文字葺き、立平葺き、平葺きが混在していた。男子浴室上部に大屋根をずらした形で小屋が組まれ屋根が掛けられた箇所があるが、これは後年の改築によるものと考えられる。この箇所では、東側平入り部の屋根面との収まりが非常に複雑になっており、板金工事によってかろうじて雨仕舞が確保されている状態であった。既存の銭湯の状態となったときに増築が行われたものと思われる、銭湯部の増改築の痕跡に関しては、男子浴室の項にて後述する。



男子浴室上部の屋根（上：西側、下：東側上から）大屋根等との複雑な収まり（既存）

主屋西側には緩勾配（2寸勾配）の屋根があるが、ここは後年の増築部と考えられ、下地もルーフィングとなっており、昭和期に掛け直されたものと考えられる。この屋根の下には茶の間の西側に隣接する和室と付属の押入れ、トイレがあったが、これは明らかに後年の増築部であることが解体時に確認されている。

【復元再生工事】

再生された屋根は、基本的に一文字葺きとした。増改築時に、時々便宜で葺かれた屋根を踏襲するのではなく、これを機に鉄板葺きに、葺き替えられた当時のオリジナルと考えられる一文字葺きとするのが町並みにも寄与すると考えた。

但し、緩勾配となる部分では、一文字葺きは雨仕舞上適さないことから、通りから望見できない部分に限り、立平葺きとした。緩勾配で望見できる部分は、西側の2寸勾配の屋根であるが、この部分に関しては、ルーフィングを二重にして対応している。

野地板は合板とし、ルーフィングを施すが、このままでは、見上げたときの杉バラ板の野地板現しが再現できない。また、内部に関しては、屋根断熱を施す必要があった。これらは、垂木間に断熱材を入れ、これを挟み込むように杉板を張ることで対応している。軒先は野地板を現しとし、外観を保持している。

2) 外壁

【解体保管工事】

外壁は1階部分が真壁ひば板縦張り（基本的に7寸巾）、切妻破風面および胴差等中間横架材より上部が真壁しっくい塗りである。解体前の既存の状態は、切妻部のしっくい塗り等の一部を残し、ほぼ鉄板で覆われていた。縦板張り部は傷みが多くみられるとともに、隙間も多かったため、これを塞ぎ、居住空間を守る目的だったものと思われる。実際、住居部とは空間的に不連続であった西側の物置は、鉄板が施されないまま、隙から

外気が入り込む状態のままとなっていた。

通りに面する東面、南面において軸組を形成している部材は、腐朽が進んでいる材、欠損の激しい材を除き再利用している。こみせに面する東面の柱は全て再利用することができた。こみせによって保護されていたことが考えられる。一方で再利用材に構造計算上の耐力を負担させることはせず（軸力のみを負担）、計画上可能な限り二重壁として、これを耐力壁としている。伝統的建造物の特徴である開口部の多い外観を保持するため、少ない壁面をそれぞれ4倍から5倍の耐力壁とすることで対応している。

【復元再生工事】

復元された外壁は、覆っていた鉄板を撤去した状態、1階を真壁ひば板縦張り（7寸巾）とし、真壁しっくい塗りであった箇所はそのまましっくい塗り仕上げとした。

なお、外壁は緩和条例により防火構造とすることが求められている。緩和条例に関する仕様は、巻末の仕様書を参照のこと。

（仕様）

しっくい塗り（妻壁、2階部分）：アスファルトフェルト 430+木ズリ下地 砂しっくい塗り厚 20mm 以上、しっくい塗り仕上（※緩和条例より防火構造：建設省告示第 1359 号）、吹付硬質ウレタンフォーム厚 50mm 以上充填。

木板縦張り（1階部分、出格子等付属部分）：ヒバ板（無節、東面のみ小節）巾 210mm 厚 20mm 本実加工（古色塗装）、GB-S 厚 12.5（不燃材料 NM9639）+アスファルトフェルト 430+カラーガルバリウム鋼板 厚 0.35mm（不燃材料 NM8697）下地（※緩和条例より防火構造；建設省告示第 1359 号）、吹付硬質ウレタンフォーム厚 50mm 以上充填

3) 外部開口部廻り

【解体保管工事】

既存の外部建具は、壊れているものを除き、再利用しないものを含め、基本的に一旦すべて保管した。通りに面した東面、南面の建具の状

況は、特に出格子内の建具において、比較的良
好であった。出格子内の窓でアルミサッシに取り
替えられていたのは旧台所の一箇所のみである。
一方、格子を持たず、風雪にさらされている窓
には傷みが見られた。また、東面、南面の出入
口の戸に関しては、下部が50cm程度の範囲
でいずれも傷みが激しかった。これらはこの地
方の雪が強く影響していると考えられる。さら
に、既述の通り土間の東端（こみせ側）の出入
口の建具および旧床屋のこみせに面した出入口
建具は、既に失われ合板等で塞がれていた。同
様に、西側物置の西面の引違戸も失われていた。

西面の窓に関しては、2階の全窓がアルミサ
ッシに取り替えられていた。この地域は方位別
には西からの風雪が最も強く、この影響を受け
ているものと考えられる。北面も1階座敷の掃
出し窓がアルミサッシに取り替えられていた。

出格子に関しては、すべての出格子の棧木が
油抜けし痩せ、一部脆くなっているものも見ら
れた。これらは一旦すべて保管することとした。

【復原再生工事】

既存の外部建具は大きく以下に分類される。
二重窓となっているもの、一重の窓となってい
るもの、アルミサッシに取り替えられているもの
の三種である。二重窓は通りに面している部分に設
けられ、多くは出格子も付属する。一重窓は、通
り土間の高窓、北面および西面の窓に見られ、既
述の西面2階のようにアルミサッシに取り替え
られている箇所も多くあった。

緩和条例における本計画の適用事項から、延
焼の恐れのある部分およびこみせ軒下の開口部
には防火設備を設置する必要があった。これをア
ルミサッシで対応することも考えられたが、市の
直接事業であることもあり、同重伝建地区のモデ
ル的な建造物とすることを目指し、青森ヒバを框
に用いた木製断熱サッシ（防火設備認定品）を採
用することとした。

二重窓の箇所は、内部側の窓を木製断熱サッ
シとし、外部側の窓は既存建具を修理、再利用す
ることとした。一重窓の箇所およびアルミサッシ

となっていた箇所は、直接木製断熱サッシに取り
替えることとした。

また、失われていたこみせに面した出入口の
引違戸2箇所および西側旧物置の引違戸は、重伝
建地区内をサンプリングした上で意匠を決定し、
復原している。

出格子の棧木に関しては、再度棧木の寸法、
間隔等を採寸した上、全て新材にて復原し、古色
塗装を施すこととした。

4）市民展示室（旧男子脱衣室および浴室）

【解体保管工事】

解体前の男子脱衣室の仕様は以下の通り。

（床）フローリング張り

（壁）プリント合板張り

（天井）格天井合板張り、一部吸音板

（天井高）3,670mm、一部2,900mm

男子脱衣室と女子脱衣室の間には、番台が置
かれ、番台から浴室にかけて、絵が施されたガ
ラスを組み込んだ衝立が設えられていた。この
番台と衝立を保管したほか、下駄箱、体重計を
保管し、復原再生後に活用することとした。



男子脱衣室（既存）

また、男子浴室の仕様は以下の通り。

（床、浴槽）モザイクタイル貼

（壁）腰：100角、75角タイル貼

腰上：モザイクタイル貼

（天井）塩ビ製波板張り

天井は斜めに掛けられ、湯気抜きへと続いて
いた。



男子浴室（既存）



浴室天井（湯気抜き）（既存）

男子浴室の解体中に、旧松の湯の履歴に関わると思われる痕跡が見つかった。これはY12通床下の基礎の確認である。床コンクリートはY12で継ぎであり、男子浴室部のY12～14間は後の増築であることが考えられる。仮に、増築前の浴室の状態を想定すると、屋根は住宅部上部のX6～X15通り間と同形状に、その延長としてかけることができる。既存浴室上部の不自然な緩勾配の部分や、屋根の項で触れた、大屋根の

ずれによる複雑な雨仕舞は、浴室の増改築時に行われたともと考えられる。

また、男子浴室と女子浴室を間仕切るY9通の床下には基礎が存在しなかった。既存の男女浴室間の仕切りは、後に床コンクリートの上に設置されたものであった（このことから、かつて浴室はY4～12通間の一室であった可能性も考えられる）。

男子浴室の出入口の木製建具、腰壁上部の窓（2連段窓）は保管し、再利用する。また蛇口と、女子浴室の補修用に、モザイクタイルを保管した。

男子浴室の北側には、中庭を眺められる縁側が付属していた。

この縁側の仕様は以下の通り。

（床）フローリング張り

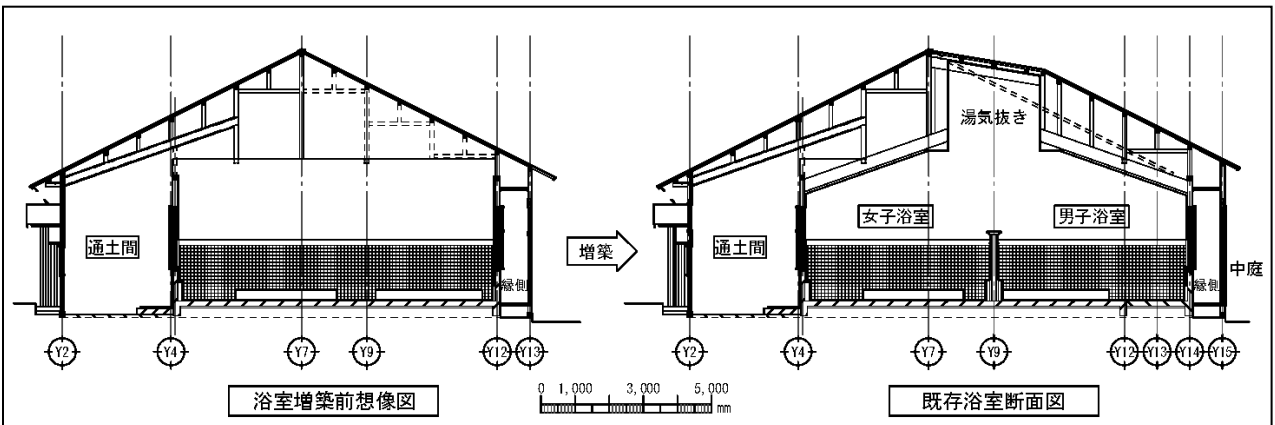
（壁）浴室側腰壁：モルタル

壁：木板張り

（天井）竿縁天井（天井高）3,340mm



Y12通の床下に確認された基礎（解体）



【復原再生工事】

旧男子浴室および脱衣室は撤去され、市民展示室として活用する。市民展示室の仕様は以下の通り。

- (床) 下足用フローリング張り 厚 15mm
(タモ無垢材 巾 125mm 植物オイル塗装)
- (壁) 無機質砂壁状吹付材塗【不燃 NM8571】
一部メラミン不燃化粧合板【不燃 NM2184】
- (天井) 無機質砂壁状吹付材吹付【不燃 NM8571】
AEP 塗装 (折上げ天井部)
- (天井高) 3,775～4,750mm



市民展示室 (竣工)

5) 観光展示室 (旧女子浴室)

【解体保管工事】

解体前の女子浴室の仕様は以下の通り。

- (床、浴槽) モザイクタイル貼
- (壁) 腰：100角、75角タイル貼
腰上：モザイクタイル貼
- (天井) 塩ビ製波板張り

天井は男子浴室同様に斜めに掛けられ、湯気抜きへと続いていた。

女子浴室はほぼ現状のまま保存する。ただし、周辺の軸組解体に伴い、非常に不安定となるため、仮設的に補強材を施し、再生工事開始まで、養生仮設(合板で覆った枠組み足場で囲みその上部に単管と塩ビ製波板の屋根を掛けた)にて養生を行った。

浴槽は狭い一方で、深さが80cmほどある深いものとなっている。現在の市民の記憶の中にも、この浴槽の形式が刻まれており、浴槽を見て当時

を思い出す方も多い。

【復原再生工事】

保存した女子浴室は観光展示室として活用する。銭湯当時の旧松の湯をほぼそのまま保存した場所であり、浴室自体が銭湯としての旧松の湯の記憶を伝える貴重な展示資料でもある。

主に黒石市の観光情報を発信するほか、検索コーナーも備えるものとした。黒石以外の重伝建地区の情報も配する予定である。



観光展示室 (竣工)

施設全体の中心に位置し、男子浴室を撤去したことによって生まれた回遊性の中心でもある。保存した意味を強めるため、周囲の空間とは別の箱として見えるように、メラミン化粧板で外側(通りの間、市民展示室側)を覆うような仕上げとした。

また、基本計画(第2章)で触れたように、市民参加プロセスの中では、かつて銭湯が情報交換の交流の場所だったように、再生後の松の湯も、「蛇口をひねると、お湯や水ではなく情報が出てくる」という発想で、銭湯的行為を継承することを目指した。これを象徴する装置として、蛇口からLANケーブルが出てくる仕掛けを設ける。

観光展示室の仕様は以下の通り。

- (床、浴槽) モザイクタイル貼洗浄
- (壁) 腰：100角、75角タイル貼、アクリルウレタン塗装
腰上：モザイクタイル貼洗浄、一部補修
一部メラミン不燃化粧板【不燃 NM2183】
- (天井) 竹炭ケナフウォール【不燃 NM0724】



通りの間からみた観光展示室（竣工）
しっくい真壁の中に独立した箱としてみせる



女子脱衣室 Y4 通りの仕上げを撤去した状態（解体）



解体した男子浴室の蛇口を転用した LAN 配線（竣工）



根太の痕跡（解体）

6) 観光案内所（旧女子脱衣室）

【解体保管工事】

解体前の女子脱衣室の仕様は以下の通り。

- （床）フローリング張り
- （壁）プリント合板張り
- （天井）格天井合板張り、一部吸音板
- （天井高）3,670mm、一部 2,900mm

調度品としては脱衣室にあった鏡と体重計を保管した。

旧松の湯はかつて旅籠であったといわれているが、女子脱衣室の解体作業中に、それを示すと考えられる痕跡が確認されている。脱衣室の壁面はプリント合板が張られていたが、Y4 通のこれを撤去したところ、胴差に 2 階部の床の根太が掛けられていた痕跡が見られた。また、これに直行する X20 通には引き違い建具が設置されていた痕跡（鴨居）も確認されている。この

鴨居の直下に梁があるが、こらは後に加えられたものと推測できる。根太の痕跡のある高さ付近にかつては敷居が存在していたと考えるのが自然である。少なくとも、X20～23 通間には 2 階が存在したと考えられ、既存では脱衣室の高窓となっていた窓は、2 階の室の腰窓であったと推測される。X19～20 通の間は廊下であったもの



鴨居の痕跡（X20 通）（解体）



鴨居の痕跡 (X20 通)。写真左手は廊下状の空間 (解体)



観光案内所 (竣工)



女子脱衣室 / X19~20 通 (既存)

と思われる。もし、これらの室が客室であれば、旧松の湯が銭湯以前のある時期に旅籠であった可能性は高い。

一方、2階に和室 (客室) が存在したと想定した場合、1階の床レベルは既存のレベルのま

までは、天井高さが確保できないため、既存とは異なる断面形状の1階だったと考えられる。また、想定される和室に隣接する廊下の高さとの関係から、旅籠と既存の形状の銭湯は、同時期には成立しないと考えられる。

【復元再生工事】

旧女子脱衣室は観光案内所として活用する。観光案内所の仕様は以下の通り。

(床) 下足用フローリング張り 厚 15mm

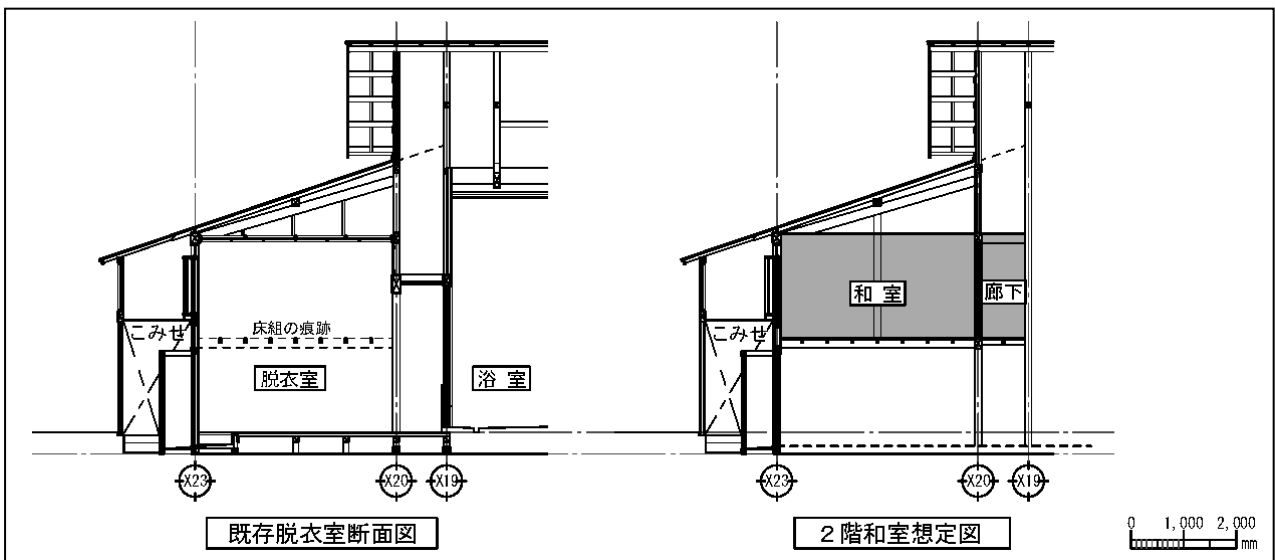
(タモ無垢材 巾 125mm 植物オイル塗装)

(壁) 無機質砂壁状吹付材塗【不燃 NM8571】

一部メラミン不燃化粧合板【不燃 NM2184】

(天井) 無機質砂壁状吹付材吹付【不燃 NM8571】

(天井高) 3,775mm 一部 2,740mm



7) 談話コーナー（旧床屋）

【解体保管工事】

解体前の旧床屋の仕様は以下の通り。

（床）木板張り

（壁）現し、ベニヤ板張り

（天井）木板張り（天井高）2,100mm

旧床屋に関しては、既に壁の内装は撤去されており、現しとなった外壁軸組にベニヤ板が張られた状態であった。天井は意匠の施された板張りで、床屋時代の面影を残している。大正4年の増築部と考えられ、小屋組みも主屋の小屋組みに対して不連続である。銭湯の増築と絡み、男子脱衣室との取り合い部の軸組は複雑で、傷みも激しい。

旧床屋には、囲炉裏が残されていた。これを保管し、再生松の湯にて活用する。



旧床屋（既存）



男子脱衣室側より旧床屋との取合い部（解体）



旧床屋の囲炉裏（既存）

旧床屋の2階には和室と洋室（板の間）があり、床屋のオーナーの住居として使用されていた。既に往時のものではなく、長期間に渡り使用されていない部屋だったと考えられ、応急処置的な仕上げが施されていたものと考えられる。

解体時の2階和室の仕様は以下の通り。

（床）下地板現し

（壁）現し、ベニヤ板張り

（天井）木板張り船底天井

（天井高）1,940～2,330mm

なお、和室には奥行の浅い床の間が設けられていた。

また、洋室（板の間）の仕様は以下の通り。

（床）下地板現し

（壁）現し、ベニヤ板張り

（天井）合板張り

（天井高）1,950～2,230mm



旧床屋2階和室（既存）

【復原再生工事】

旧床屋は、2階を撤去し、市民展示室の一角の談話コーナーとして活用する。談話コーナーの仕様は以下の通り。

- (床) 下足用フローリング張り 厚 15mm
(タモ無垢材 巾 125mm 植物オイル塗装)
- (壁) 無機質砂壁状吹付材塗【不燃 NM8571】
- (天井) 無機質砂壁状吹付材吹付【不燃 NM8571】
- (天井高) 3,865mm



談話コーナー（竣工）

8) 通りの間（旧通り土間、納戸、釜場）

【解体保管工事】

旧通り土間は、こみせ側である東端を納戸として利用しており、建物の東西を通り抜けられる状態ではなかった。この納戸部分は、さらに以前には、駄菓子屋として利用されていた（前所有者からのヒアリングによる）。2面で道路に接道することから、南面道路側にも出入口を確保できるため、重伝建地区内の他の伝統的建造物とは異なる変則的な通り土間が形成されたものと考えられる。

納戸の2階には和室が設えてあった。この2階部分は、女子脱衣室で既述の客室と思われる室とは土壁しっくい塗りの壁で区切られている。また、2階和室の間口が1間であることから、その他の2階の部屋とは異なる用途だった可能性もある。この2階部分には前室が付属しており、前室からは通り土間に階段が設えられていた。南面道路からの出入口から、この階段～2階廊下の動線は合理的であり、また通り土間から新たに発

見された井戸（水場）との関係性も良い。

この納戸と2階和室を形成する軸組が通り芯に乗った本来の軸組であり、女子浴室の軸組は後にこれに添わせて組まれたものである。このことから、旧松の湯には解体前の銭湯とは異なる姿の時代があったことが伺える。

通り土間の解体保管工事前の主な仕様は以下の通り。

- (床) 土間コンクリート
 - (壁) 合板、化粧ボード、板張り現し、しっくい塗り
 - (天井) 野地板現し
- 納戸の仕様は次の通り。
- (床) 土間コンクリート
 - (壁) 板張り
 - (天井) 2階床組現し
 - (天井高) 2,060mm



通り土間・2階への階段・1階の奥が納戸（既存）



通り土間・西側を見る（既存）



2階前室から和室を見る（既存）

2階の前室および和室の仕様は以下の通り。

（床）畳敷き

（壁）プリント合板張り

（天井）吸音板

（天井高）2,230mm（前室）

2,280mm（和室）

なお、この和室と前室の天井には非飛散性アスベスト吸音板が使用されていたことから、散水による湿潤状態の上撤去し、これらを管理型最終処分場にて処分している。



釜場の上部は吹抜けとなっていた（既存）



釜場内部。左手が茶の間、右手が浴室（既存）



通り土間2階和室の天井撤去
内装は昭和期後半に改修が行われている（解体）

また、解体保管以前は、女子浴室の西側に銭湯の釜場があった。釜場の内部は既に撤去されており、薪を使用していたということ以外、釜の詳細は不明である。釜場には仕上がが施されず、隣接する部屋の下地の現しであり、屋根までの吹き抜けとなっていた。

【復元再生工事】

納戸のこみせ側に引違戸があった痕跡が確認されたことから、通り土間として復元することとなった。この際、納戸および納戸の2階の和室、前室を撤去している。観光案内所の項で述べたように、脱衣室上部に室があったと推測され、それらに連なる納戸上部の和室と前室の持つ意味は大きいと考えられる。一方、納戸上部を含む2階の室群を復元した場合、銭湯との取合いに齟齬が発生する（銭湯と2階室は同時には存在していないと考えられる）ことから、「かつて銭湯であった公共施設」として、その使いやすさを優先し、撤去することとした。

女子浴室の西側にあった釜場は、土間に直行する通路として活用する。また、西側の和室も撤去し、これを通路および多目的トイレ、授乳室を配して活用する。これら枝分かれした通路により、

北側の座敷（交流の間 1・2）のそれぞれに直接出入りすることが可能となった。

また、本来は土間として復原すべきと考えたが、410mm 持ち上げ、べた基礎を入れている都合から、土間とはせずに大判タイルにて雰囲気を残すこととした。通りの間としてこみせ通りから、途中の南側出入口を挟み、西側広場および駐車場に抜ける人の動線が確保できたことで、公共施設としての利便性が格段に向上している。

通りの間の仕様は以下の通り。

（床）磁器質タイル貼（大判）

（壁）しっくい塗装【不燃 NM8571】（真壁部）

無機質砂壁状吹付材塗【不燃 NM8571】

一部有機質砂壁状塗料塗【不燃 NM8572】

マシ不燃化粧合板【不燃 NM2183】

（以上大壁部）

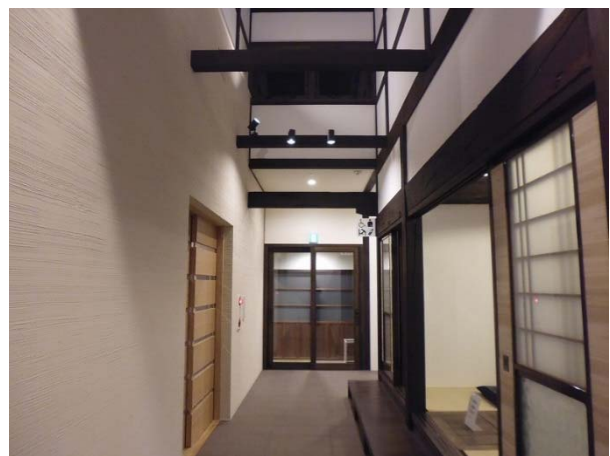
（天井）野地板現し



通りの間よりこみせ通り側を見る（竣工）



通りの間より観光展示室を見る（竣工）



通りの間より西側出入口を見る（竣工）

9) お休み処（旧茶の間）

【解体保管工事】

通り土間に面した茶の間は、和室 8 帖に 2 間押入が付属する和室であり、室内に 2 階への階段が設けられている（上り下りは通り土間から）。通り土間際に囲炉裏を持ち、日常的な来客との語り場であったことが想像される。この茶の間から北側の座敷 2 室にかけては、軸組と間取りの整合性がとれていない箇所がある。ここでもいずれかの時期に改築が行われたものと思われる。一方で柱や梁には銭湯側のような腐朽はみられなかったことから、欠損の多い材を除き、再利用することとし、これを保管した。

旧茶の間の仕様は以下の通り。

（床）畳敷き

（壁）しっくい壁

（天井）根太天井現し

押入は鴨居を天井から簡易的に吊り、敷居も後に設置されたものであった。また押入の敷居・鴨居の位置が、通り土間との間に設えられた建具との取合いとして不自然であることから、和室としては、かつては押入の範囲までを含む一室だったと想定される。さらに、X9 通には大梁が掛けられていた痕跡もあることから、室としては、X9～X13 通間であった可能性もある。



旧茶の間（既存）



旧茶の間の根太天井 材の時期が新しい（既存）



X9 通に残る大梁の跡（既存）

通り土間側柱間には1間と1間半のガラス戸が設えられており、これを保管した。また、囲炉裏と柱時計を保管している。

【復元再生工事】

旧茶の間は、お休み処として施設を訪れた観光客や市民が気軽に立ち寄れる場所として活用する。語らいの象徴として囲炉裏を再利用して設えている。

後に設えられたものと考えられる押入を撤去し、8帖を半間東側にずらした。旧茶の間に取り込まれていた階段は階段室として壁で間仕切り、管理関係者以外は立ち入れないものとした。

解体前の天井は、2階の和室（寝室だったものと考えられる）の床を受けた根太天井であった。計画では2階を倉庫として利用するため、遮音性を確保する必要があった。大引きの成寸法を大きくし、遮音材厚を吸収するなどし、仕上状態で根太天井と見えるようにしている。



休憩所1 通りの間より（竣工）



休憩所1（竣工）



休憩所1の根太天井（竣工）

また、通り土間との仕切りのガラス戸は修繕し、再利用している。

お休み処の仕様は以下の通り。

（床）本畳敷

（壁）しっくい塗装【不燃 NM8571】

（天井）根太天井現し

（天井高）2,720mm 一部 1,765mm

10) 交流の間1・2（旧座敷）

【解体保管工事】

中庭に面している座敷2室のうち、東側は旧茶の間同様、基本的な軸組は創建当初のものが多く残っており、茶の間同様、銭湯側のような腐朽はみられなかったことから、欠損の多い材を除き、再利用することとし、これを保管した。一方、西側の座敷は、過去に間取りの変更があった痕跡も残っている。



写真の左手前の柱は、既存の X10-Y9 通の柱で

あるが、これは Y9 通に対して柱半分ずれており、明らかに新しい材を使用している。また、東側座敷の東側、男子浴室との間に半間分の用途の曖昧な空間があった。この半間を利用して、押入と床の間が設えられているが、この床の間は東設置西向きとなっており、一般的には採用を躊躇う向きである。押入も間口が 1,280mm で奥行きが 600mm 程度と中途半端なものとなっている（建具は1間に3枚入っており、その1枚は調整用と考えられる）。可能性としては、銭湯浴室を設置後、その取り合い部にできた曖昧な空間の有効利用ということが考えられる。これらを踏まえると、銭湯への改築以前は、座敷部分も異なる間取りであったと考えるのが自然である。

また、茶の間で確認された X9 通の大梁を Y9 通で受ける位置に、かつては柱があったと思われる痕跡も確認されている。



座敷（西）より茶の間方向をみる（解体）

写真の矢印の束のように見えている箇所は、X9-Y9 通の位置にある。手前に大梁が掛けられていること、乗っている梁が相対的に年代の新しいものであることから、この束はかつて柱であり、これを切断し、新しい大梁に乗せたと考えられる。そしてこの延長上に、旧茶の間の項で述べた大梁の跡がみられる箇所があることになる。ここでは創建時の間取りの想定を行うものではないが、改築による間取りの変更があったことは、ほぼ間違いないと考えられる。

茶の間に対し、東側の座敷には1間の、西側の座敷には1間半の襖が設えられていた。これを

保管した。各座敷と縁側との間には障子が設えられていたものと考えられるが(敷居・鴨居の痕跡が残っている)、障子は失われ、縁側にかけてゴザが敷かれていた。

解体前の座敷(東)の仕様は以下の通り。

- (床) 畳敷き
- (壁) 繊維壁
- (天井) 化粧ボード
- (天井高) 2,160mm

解体前の縁側の仕様は以下の通り。

- (床) 畳敷き
- (壁) 繊維壁
- (天井) 化粧ボード
- (天井高) 2,200mm

解体前の床の間の仕様は以下の通り。

- (床) 木板張り
- (壁) 繊維壁
- (天井) 合板張り
- (天井高) 2,050mm



座敷(東)東面(既存)



座敷(東)南面(既存)

解体前の座敷(西)の仕様は以下の通り。

- (床) 畳敷き
- (壁) しっくい塗り
- (天井) 化粧ボード(竿縁天井の上)
- (天井高) 2,160mm

西側の天井(化粧ボード)を剥がしたところ、その上に竿縁天井を確認している。天井板は雨漏りと思われる黒ずみがみられ、傷みがひどいが、これを隠すように化粧ボードで覆ったものと考えられる。



座敷(西)西面(既存)



座敷(西)の天井を剥がしたところ(解体)

【復元再生工事】

座敷の2室は、東を交流の間1、西を交流の間2とし、和室を用いた文化活動に対する貸スペースとして活用する。これらの用に供しない時には、お休み処と一体的に、観光客や市民の休憩の場、語らいの場として活用する。

軸組を整合させるに際し、本来は2つの座敷の間仕切をX11通に移動するのがよいと考えら

れたが、その場合、外観にも影響を来す。このことから、旧茶の間側の X11 通りの柱を X10 通りに移設することで、軸組の合理化を図った。

東側の座敷と縁側の仕切りには 2 階の和室に設えられていた障子を移設し、西側の座敷にはこれと同意匠の障子を新設している。また、交流の間 1・2 それぞれとお休み処とを仕切る襖は、修繕し再利用している。

交流の間 1 の仕様は以下の通り。

- (床) 本畳敷
- (壁) 無機質砂壁状吹付材塗 (スサ洗出)
【不燃 NM8571】
- (天井) 難燃化粧合板【難燃 RM9005】(ヒキ柾目)
目透張り
- (天井高) 2,160mm

交流の間 2 の仕様は以下の通り。

- (床) 本畳敷
- (壁) 無機質砂壁状吹付材塗 (スサ洗出)
【不燃 NM8571】



交流の間 1 から交流の間 2 (竣工)



交流の間 2 から交流の間 1 (竣工)

- (天井) 難燃化粧合板【難燃 RM9005】(ヒキ柾目)
目透張り

(天井高) 2,160mm

床の間の仕様は以下の通り。

- (床) うすべり 厚 6mm
- (壁) 無機質砂壁状吹付材塗 (スサ洗出)
【不燃 NM8571】

- (天井) 難燃化粧合板【難燃 RM9005】(杉柾)
目透張り

(天井高) 1,760mm

交流の間 2 には給湯室が併設されている。

給湯室の仕様は以下の通り。

- (床) フローリング張り 厚 15mm
(タモ無垢材 巾 125mm 植物オイル塗装)
- (壁) 竹炭ケナフウォール【不燃 NM0724】
- (天井) 竹炭ケナフウォール【不燃 NM0724】
- (天井高) 2,100mm

11) まちそだて事務室 (旧台所廻り)

【解体保管工事】

通り土間の、こみせ通り側から入った突き当りに、住宅部の水回りがあった。台所とユニットバスの浴室および付属の脱衣室である。解体時には、既述のようにこの旧台所の床下から井戸が発見されており、古くから水場であったことが分かる。なお、ユニットバスの横にボイラーが設置されていたが、これは銭湯のものではなく、ユニットバスと台所への給湯設備である。



旧台所 (東面をみる/奥がユニットバス) (既存)



旧台所（南側をみる）（既存）

解体前の旧台所の仕様は以下の通り。

- （床）クッションフロア
- （壁）ビニールクロス
- （天井）ビニールクロス
- （天井高）2,410mm



旧台所の仕上げを撤去した状態（解体）



旧台所の床を撤去した状態（解体）

旧台所の仕上げは近年施されたものであることは事前に分かっていたが、解体時にその軸組も

新しいものであることを確認している。

左の旧台所の仕上げを撤去した状態の写真は、室の南西角を向いて撮影しており、左手が外壁面となる壁、右手が和室から納戸につながる上部の壁面である（新たな木材は壁面の下地）。一方、手前の柱や梁が新しい材であることが分かる。

旧台所の床を撤去すると、新しい材による床組が現れた。外壁部を除き、すべての土台が新しいことが分かる。丸印を付した箇所には井戸が見える。これらのことから、旧台所廻りの架構は比較的近年組まれたものであり、それ以前は茶の間に面した水場（炊事場）であったことが想定される。

なお、この発見された井戸の地下水は生活用水であるとともに、銭湯用として利用されていた。特に銭湯用としては、上水道を引きこんだ後も、閉鎖時までこの地下水が利用されていたとのことである（前所有者からのヒアリングによる）。

【復元再生工事】

旧台所は当初、同室西側の和室を含め、飲食系のテナントスペースとする予定であった。水場としての記憶を微かにでも継承する意味もあった。一方、第2章で述べたように、再生される旧松の湯は、単に一施設ではなく、重伝建地区であるこみせ通りを中心としたまちづくりの中心を担う施設でもある。これを踏まえ、市ではこの施設に「まちそだて事務室」（まちづくりの拠点となる事務室）を設置することを決め、旧台所をその空間として活用することとした。

解体時に明らかになったように、旧台所は通り土間の中に、後に設けられた一角である。この意味を現すため、事務室は通りの間の基本的な仕様である真壁（しっくい塗装）とは区別するよう、大壁の左官仕上げとしている。

まちそだて事務室の仕様は以下の通り。

- （床）下足用フローリング張り 厚 15mm
（タモ無垢材 巾 125mm 植物オイル塗装）
- （壁）竹炭ケナフウォール【不燃 NM0724】
- （天井）竹炭ケナフウォール【不燃 NM0724】
- （天井高）2,600～3,225mm



まちそだて事務室内部（竣工）

製の束石の上に設置され、近年の増築部であることが分かる。軸組には断熱材も施され、開口部はアルミサッシであった。

解体前の和室（西）の仕様は以下の通り。

（床）畳敷き

（壁）ビニールクロス

（天井）ビニールクロス

（天井高）2,400mm

なお、この和室には押入と地袋（上部棚、奥にサッシ）が設けられていた。



通りの間からまちそだて事務室をみる（奥）（竣工）



解体前の和室（西）。右手は茶の間（既存）

下の写真は、この室の仕上げを撤去した状態である。写真左手の黒い壁面がX8通りである。これより西側に新しい材で和室が増築されたことが分かる。この和室の外壁は断熱が施されていたものの、ベニヤ板のみの仕上げであり、簡易的な増築であったことが伺える。

12) 授乳室・多目的トイレ（旧和室（西））

【解体保管工事】

茶の間の西側、X8 通より西側に、現代的設えの和室があった。これを解体したところ、X8 通より西側（トイレ含）は後年の増築であったことが明確になった。屋根の項で述べたように、西側の緩勾配部分は下地もルーフィングとなっており、明らかに不自然な勾配であったが、この増築時に設置された屋根と考えられる。増築部分は土台を含む軸組も全て新しく、土台はコンクリート



旧和室（西）の仕上げを撤去した状態（解体）



柱・梁・母屋・垂木・野地板等全てに同時期の新しい材料が用いられている（解体）



土台・大引きも新しい材が用いられ、コンクリート製束石の上に乗る。手前の渋墨塗りの軸組が創建時のものと考えられる（解体）

【復元再生工事】

茶の間の西に位置する和室は、X6 通を境に、東側を交流の間2に至る通りの間とし、西側を多目的トイレおよび授乳室として活用する。無料休憩所であるお休み処と併せ、観光客が安心して観光の拠点とできる施設を目指している。多目的トイレにはオストメイトを設置している。

授乳室の仕様は以下の通り。

（床）クッションフロア

（壁）竹炭ケナフウォール【不燃 NM1852】

（天井）竹炭ケナフウォール【不燃 NM1852】

（天井高）2,350mm

多目的トイレの仕様は以下の通り。

（床）クッションフロア

（壁）化粧硬質けい酸カルシウム板【不燃 NM8424】

（天井）化粧硬質けい酸カルシウム板

【不燃 NM8424】

（天井高）2,350mm



通りの間より多目的トイレと授乳室出入口（竣工）



多目的トイレ内部（竣工）

13) 男女トイレおよび倉庫1（旧和室（南）、納戸（西）、物置）

【解体保管工事】

旧台所の項で既述のように、旧台所部分はかつては通り土間の一角の水場であったと考えられる。その突き当りに解体前は和室であった室と、納戸、物置が連なっている。物置は内部からは入れず、屋外物置のような使われ方だったものと思われる。物置が往時にどのように使われていたのか、詳細は不明である。

茶の間西側の和室（西）は増築であることは既述の通りであるが、物置、納戸も増築と思われる痕跡がいくつか見られた。ただ、和室（西）に

比べると、年代の遡る時期の増築であり、材に傷みもみられることから、不明な点も多い。

次の写真は、解体時、X8 通りから西側の土台が現れた時点のものである。X8 通までの土台が渋墨塗りであるのに対し、これより西側の土台は白木のままであり、後年加えられたものであることが分かる。和室と納戸も不連続であり、増築が重ねられた可能性が高い。



物置側より土台をみる（解体）

解体前の和室（南）の仕様は以下の通り。

- （床）畳敷き
- （壁）プリント合板張り
- （天井）吸音板
- （天井高）2,280mm



和室の南面（既存）

和室（南）の天井には、非飛散性アスベスト吸音板が使用されていたことから、散水による湿潤状態の上撤去し、これらを管理型最終処分場にて処分している。

解体前の納戸（西）の仕様は以下の通り。

- （床）畳敷き
- （壁）プリント合板張り
- （天井）吸音板
- （天井高）2,240mm

解体前の物置の仕様は以下の通り。

- （床）木板張り
- （壁）外壁下地現し
- （天井）野地板現し



納戸（西）の南面（既存）



物置の南面（既存）

前項の茶の間に隣接する旧和室（西）を含め、旧和室（南）およびそれに連なる納戸（西）、物置などは、X8 通りを境に、随時増築されたものと思われる。次頁の写真は、解体時に現れた X8 通りの写真である。半間西側に突き出ている旧座敷（西）部分を含め、基本的に渋墨塗りによる黒ずんだ軸組であることが分かる（修繕部材を除く）。また、軸組としてもよく整っていた。おおむね、この X8 通りより東側の主屋が、旧松の湯



X8 通りの軸組を西側から見る（解体）

の建物としてのオリジナルであると考えられる。

また、この X8 通りの壁面に対して、1 階部分に下屋が設けられていた痕跡が見つまっている。次の写真は、旧和室（南）を通り土間から見上げた Y4 通りの壁面である。丸印を付した母屋に垂木が乗り、右手前側に軒桁（矢印部）を切った跡が見てとれる（左上上部に見える新しい屋根が新たにかけられた緩勾配の屋根である）。この垂木の軒先は、軒桁から 40cm 程度の位置であったことが、後から設けられた納戸（西）の壁面の板張りの痕跡から確認できる。また、納戸（西）から物置にかけての軸組が、主屋に対して 175mm ずれており（Y4 通りと Y4' 通り）、これは下屋の軸組を残したまま、ずらして増築されたものと考えるのが自然であろう。この下屋に対して、まず旧和室（南）から西の納戸（西）、物置が増築された後、緩勾配の屋根がかけられた旧和室（西）が増築されたと考えられ、このいずれかの時期に、下屋が



撤去されたものと考えられる。

【復元再生工事】

旧台所より西側の、和室（南）、納戸（西）、物置は、男女トイレおよび倉庫 1 として活用する。外観保持の観点から、建物の形状に制約があり、男子トイレは屋外に出入口があり、女子トイレは風除室を経て内部に出入口があるという変則的なものとなった。トイレの内装仕様は、あえて現代的な仕様とし、公共施設としての清潔感を保つこととしている。

男女トイレの仕様は以下の通り。

（床）複合ビニル床シート

（壁）化粧硬質けい酸カルシウム板【不燃 NM8424】

（天井）化粧硬質けい酸カルシウム板【不燃 NM8424】

（天井高）2,300mm



男子トイレ（竣工）



女子トイレ（竣工）

また、元々物置の出入口があった位置に一坪分の倉庫 1 を設け、屋外の活動を補助する備品を

置くこととした。倉庫1の仕様は以下の通り。

(床) 複合ビニル床シート

(壁) 化粧硬質けい酸カルシウム板【不燃 NM8424】

(天井) 化粧硬質けい酸カルシウム板【不燃 NM8424】

(天井高) 2,300mm

14) 倉庫2・3 (2階和室、納戸、廊下)

【解体保管工事】

1階の茶の間および座敷2室の2階には、寢室に使用されていたと思われる和室と、その北側奥に納戸があった。

茶の間の項でも触れたように、2階の床組(茶の間の根太天井)は比較的新しい材が使用されており、後年の改修工事によるものと考えられる。一方、奥の納戸は古いままの材となっており、手は加えられていないものと考えられる。



2階和室北面 (既存)

和室には北設置南向き1間の床の間と、それに並び1間の押入があった。これらは納戸に陥入するように設置されていた。元は土塗壁の部屋であり、これをボードで覆い、クロスを張る改修が行われている。ボードの厚さ分、真壁のチリ寸法が小さくなるが、柱等には板が貼られ、これを補っていた。納戸は土塗壁の現しであった。なお、和室の天井を剥がすと、その下地として竿縁天井が、1階の座敷(西)と同様に現れている。

解体前の2階和室の仕様は以下の通り。

(床) 畳敷き

(壁) ビニールクロス張り(土塗壁の上ボード)

(天井) ビニールクロス張り

(天井高) 2,320mm

解体前の2階納戸の仕様は以下の通り。

(床) 畳敷き

(壁) 土塗壁

(天井) 野地板現し



2階納戸 (既存)



2階和室の釘隠し (既存)

廊下の窓はアルミサッシに取り替えられていたが、その窓下腰壁から、欄干(手摺)が発見された。かつては、廊下の床までの建具が掃出し状に備えられていたものと考えられる。このことは残っている戸袋(外観として復原)の高さからも裏付けられる。この腰壁は、茶の間西側の和室の増築時に緩勾配の屋根を掛けたときに調整されたものと考えられる。

解体前の廊下の仕様は以下の通り。

(床) 木板張り

(壁) ビニールクロス

(天井) ビニールクロス



2階廊下の腰壁仕上を剥がしたところ。欄干の上に窓台を乗せ、これにアルミサッシが設置されていた。西側緩勾配の屋根がこの腰壁の中ほどから掛けられていた（解体）

【復原再生工事】

既存の階段は、奥行き1間で登り切る、非常に急こう配なものであった。これを2間で登る階段に変え、2階への階段とした。

2階は和室、納戸とも倉庫として活用する。倉庫を2階とすることは、使い勝手が悪く、基本計画までの市民参加プロセスでも幾度か議論となったが、1階を可能な限り市民や観光客のための空間とすることを優先することを結論とした。

倉庫2（旧和室）の仕様は以下の通り。

- （床）クッションフロア
- （壁）竹炭ケナフウォール【不燃 NM0724】
- （天井）竹炭ケナフウォール【不燃 NM0724】
- （天井高）2,225mm

倉庫3（旧納戸）の仕様は以下の通り。

- （床）クッションフロア
- （壁）竹炭ケナフウォール【不燃 NM0724】
- （天井）AEP 塗装
- （天井高）1,200.5～2,555mm

廊下の仕様は以下の通り。

- （床）クッションフロア
- （壁）竹炭ケナフウォール【不燃 NM0724】
- （天井）竹炭ケナフウォール【不燃 NM0724】
- （天井高）2,200mm

なお、2階全体を遮音構造とし、1階の市民活動に、2階の搬出入作業の影響が及ばないようにした。仕様は以下の通り。

（床遮音構造）ネダレス 厚 28mm の上、

- ・サウンドカット（張り合わせ材）
- ・高強度石膏ボード 厚 12.5mm
- ・構造用合板 厚 15mm

ネダレス 厚 28mm の下

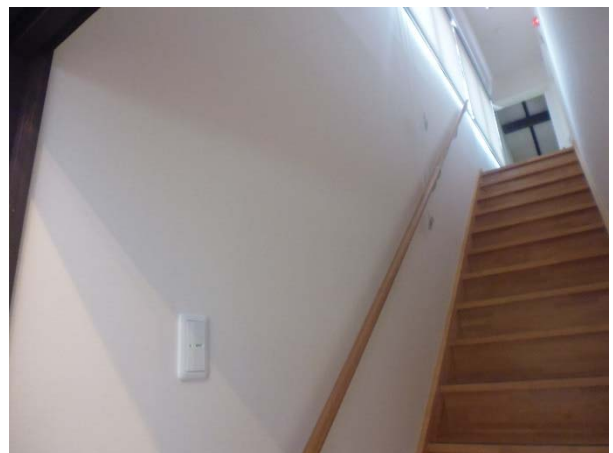
- ・スタイロフォーム 厚 50mm



倉庫2（竣工）



倉庫3（竣工）



階段から2階を見る（竣工）

3-4 土蔵

【解体保管工事】

土蔵は、揚舞工事を行った後、耐震補強を行った上で活用する予定であったが、揚舞工事の途中で北側壁面が崩落した。崩れた土から、以下のことが確認された。

- ・赤土が使用されていた
- ・小舞には竹ではなく木材（小径木：枝等）が使用されていた。

木材は竹に比べて圧倒的に防腐性に欠け、この小舞はほぼ強度を失っていた。赤土は地場産であると想定されるが、粘性が低く、土壁には適切な土とはいえない。このような造りが、この地方で一般的に行われていたものか、旧松の湯に固有のものかは、執筆時において判断はできないが、今後の地域の土蔵の修理工事等に課題を残すものである。

北面が崩壊したことで、他の3面も同様に危険な状態であると判断できるため、土蔵に関してはこの時点で方向転換し、翌年度の2期工事において一旦全体を解体し、親柱や棟木などを再利用した在来軸組工法による外観復原を行うこととなった。また、土蔵扉を保管している。

崩壊前の土蔵は、腰と鉢巻がしっくい塗りで仕上げられ、腰上部（鉢巻下）までの中間部は中塗りの状態であった。これが将来的にしっくい塗り仕上とすることを前提としたものか、この状態を最終形としたものかは定かではない。本事業においては、既存の仕上のまま復原することとした。

なお、土蔵の付属構築物として鞆壁がある。重伝建地区内において鞆壁を有する土蔵に関しては、概ね板が縦張りとなっている場合が多い。旧松の湯に関しては、解体時直前には、ほぼ原形を留めないほど崩壊していたが、巾7寸内外の板の横張りであったことが確認できている。



上：崩壊した北面 下：小舞に使用されていた木材

上：土蔵の妻側（東面） 下：出入口（南面）（既存）



翰壁はほぼ崩壊状態であった（既存）

平成 25 年度は、土蔵の解体予算が見込まれていなかったため、北側の残存壁および他の 3 面の壁が崩壊しないよう養生し、平成 26 年度の解体工事まで、女子浴室同様、養生仮設（合板で覆った枠組み足場で囲み、その上部に単管と塩ビ製波板の屋根を掛けた）にて養生を行った。

崩壊前の土蔵の内部仕様は以下の通り。

- （床）土間+木板敷
- （壁）しっくい壁
- （天井）野地板現し

【復原再生工事】

復原された土蔵は、在来軸組工法を用い、その外側に、土蔵造の厚みを木造二次部材にて成形し、これに木ズリ下地、砂しっくい塗り（塗厚 20mm 以上）を施した。腰と鉢巻をしっくい塗装、中間部を無機質砂壁状吹付材塗にて仕上げた。仕上に用いられたしっくい塗装は、ローラーによって塗られる塗装品であり、伝統的な左官材料とは異なる。これは、計画変更に伴う予算と工期の制約から、腰および鉢巻部をしっくい塗りとするのができなかったことによる代替措置であり、将来的に全面的修繕を行う際には、しっくい塗りに改めることが望ましい。また、一旦保管した土蔵扉は傷みが激しく、木製下地成形の上、セメント系薄塗り下地、しっくい塗装にて復原している。

土蔵はテナント貸しを予定しており、テナント決定までの期間は、市の文化的資料を展示する資料展示室として活用されることが想定されて

いる。主屋同様に、軸組部に断熱（吹付硬質ウレタンフォーム厚 100mm 充填）を施し、機械換気および空調を用いる。2 階の床板を撤去し、床梁の上に設備機器を乗せる形とした。高い天井を確保し、空間に余裕を持たせ、かつ室内環境を良好に維持する。給排水設備として、床下まで給水管と排水管を引き込んでいる。また、厨房機器が入ることを前提に、IH機器に対応できるように、200V の電源を確保、分電盤も回路数に余裕を持たせている。

資料展示室の仕様は以下の通り。

- （床）フローリング張り 厚 15mm
（タモ無垢材 巾 125 植物オイル塗装）
- （壁）無機質砂壁状吹付材塗（H=2545 迄）
【不燃 NM8571】
上部しっくい塗装【不燃 NM1236】
- （天井）野地板現し（不燃杉板【不燃 NM0917】
厚 12mm 相決り）

なお、野地板上部に天井断熱として A 種硬質ウレタンフォーム保温板 厚 30mm を施している。



土蔵南面（竣工）



土蔵内部（竣工）

3-5 中庭および外構

1) 作庭方針決定までの経緯

中庭は基本計画を策定する過程において、「イチイを活かした庭として整備し、庭と座敷の連続性を考慮した計画」とし、「日本庭園」とすることと決められていたが、図案など具体的な方向性は未定のままとなっていたため、市教育委員会による現地調査を行った。調査の目的は、中町地区内に「大石武学流庭園」が数か所に所在することから、その可能性を含めた庭の現状を探るものである。

何年も手つかずの中庭は荒れ放題となっており、雑草をかき分けての作業となったが、思惑通り大石武学流庭園の特徴を示す、沓脱石[くつぬぎいし]、礼拝石[らいはいせき]含む踏み石（飛び石）、踏分石（茶臼）、守護石、蹲[つくばい]、野夜灯[やどう]の火袋（めがね）が発見された。火袋と守護石に疑問の余地を残すが、可能性を示すには十分な数がそろった。



イチイの木左に景石と共に置かれる守護石、礼拝石等

これを受け、同時期に名勝金平成園（黒石市内町）の整備を手掛けていたことから市教育委員会と関わりがあった高橋造園高橋暎恵氏（青森県造園協会会長）が、大石武学流宗家八代木村亭星氏を現地に招き、中庭の鑑定を行うこととなった。鑑定の結果は以下の通り。

- ・大石武学流庭園の可能性が非常に高い
- ・北隣の旧岩谷齒科の敷地とつながるひとつの

庭を分割した痕跡がみられる

このことから中庭の再生は、以下の通り進めていくこととした。

- ・大石武学流庭園を「復原」する
- ・庭を分割したことにより大石武学流本来の形ではないことから、図案は新たに設計しなおす（イチイを活かした庭とする）

大石武学流庭園は、宗家が手掛けなければ正式なものとなりえないことから、宗家が監修者として参加できるよう、作庭請負業者には条件を付すことを確認し、宗家もこれを了承した。

2) 復原工事

作庭における問題点は、中庭を除く敷地全体が40cmの嵩上げが行われ、庭を見る視点も上がることから、庭も同程度の嵩上げが必要となる。しかし、イチイに40cmの盛土を行うことはできないため、傾斜をつけるなどの調整が必要となったが、違和感なくまとめることができた。

奥行きがない敷地形状のため、沓脱石から礼拝石に向かう踏み石の配列も窮屈になるが、踏分石2基も含めて配置することができた。大石武学流庭園の象徴的存在の野夜灯は2基配置され、庭左に蹲と春日灯籠、右に水鉢と雪見灯籠が存在感を示し、守護石が中央最深部から庭を見守っている。



中央の黒松を守護石（左）と野夜灯がはさみ、枯山水の池の護岸を兼ねた礼拝石が左手前にある

樹木の配列も大石武学流の流儀にのっとり、中央に収まる黒松の脇を、糸ヒバ、モミジ、椿、

シダレ桜など馴染みの木がしっかりと固め、サルスベリの後方に樹齢 200 年と言われるイチイが高くそびえ、浅い庭に奥行きを創出している。

庭園の完成後宗家および作庭者から、当庭園が神仏集合津軽作庭法に基づいた「大石武学流」庭園であるというお墨付きと、来館者の安泰と繁栄を祈願して「萬来庭（千客萬来ヨリ）」という名称が贈られた。

3) その他外構について

【解体保管工事】

主屋および土蔵の西側には、伝統的建造物に特定されていない物置(燃料庫)があった。また、主屋西端から南面道路沿いの境界塀、さらには北面隣地境界に目板付縦張りの塀があった(南面、北面ともに非特定工作物)。西側の隣地境界には隣地所有の鉄板張りの境界塀があった。

燃料庫は2棟あり、土蔵に隣接する棟が古く、建物自体は明治元年には既に建っていたと考えられる(固定資産台帳)。その南西に、昭和期に建てられたと考えられる燃料庫があった。この燃料庫が当初から物置等の用途であったかどうかは定かではない。

燃料庫は手入れが行われておらず、ほぼ朽ちかけていた状態であった。境界塀も北面を中心に傷みがみられた。

これらは基本的に、所有者許可を得た西側の隣地境界塀を含め、解体撤去することとした。



土蔵西側に隣接していた燃料庫。南に面した平入りに見えるが、屋根は蔵前と連続して後年掛けられたものであり、実際は南北に棟木の通った切妻屋根であった(既存)



昭和期に増築された燃料庫。右奥が土蔵西の燃料庫(既存)



南側道路沿いの境界塀(既存)

【復原再生工事】

燃料庫は撤去し、施設の駐車場として活用する。また、駐車場の一角に、重伝建地区の防災計画に基づいた防火設備(消火栓等)に水を供給するポンプ室が別途設けられた。

必要な境界塀は、既存の意匠を踏襲して設けている(北側隣地境界線の境界塀およびポンプ室廻り)。



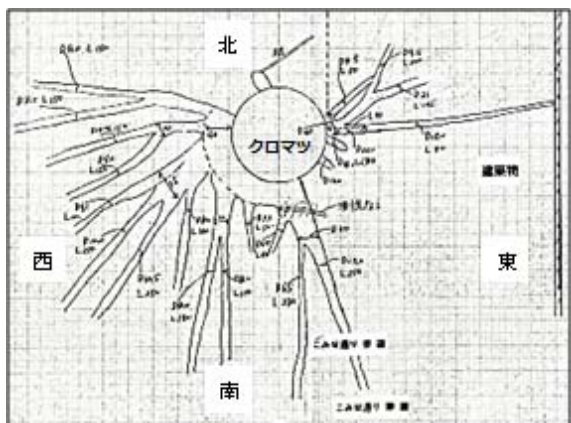
土蔵西側隣地境界塀等(竣工)

3-6 松の木養生

1) 松の木の調査

旧松の湯が一時的に解体され、松の木が露出となった平成25年10月、根と土壌を中心とした松の木養生調査が、特定非営利活動法人青森県樹木医会（以下、青森県樹木医会）によって行われた。旧松の湯ばかりでなく、地域のシンボルともなっているこの松の木は、黒石市中町伝統的建造物群保存地区保存計画において環境物件に特定されている樹木である。

調査では、土を30cmほど掘り下げ、根系の伸長方向、側根における根幹の太さ、細根密度状況などと共に土壌の酸性度（pH値）調査を行い、以下のような調査結果を得ることができた。



- ・南から西方向にかけて根系の旺盛な発達が確認され、主根は根径が太く根量も多くなっておりさらに分岐されている
- ・東方向には主根が1本で数本の側根が伸長し

- ているが、全体的に根系の発達は少ない
 - ・北方向には短根が1か所確認されたが、根系の発達は貧根である
 - ・土壌酸性度（マツ類育成適正值は pH5.5）は、東側7.5、西側5.5、南側6.5、北側5.0
- 調査時におけるクロマツの樹勢は、活性度並び活力指数ともに正常値と診断された。

【再生事業による課題】

敷地全体を40cm嵩上げすることに伴い、クロマツの根元へも盛土されることになるが、クロマツは根元に盛土されると酸素不足を起し、急激に衰弱してしまうことから、これに対応した処置が必要である。また土壌の状態については、貧根さが顕著な北側と東側に加え、発達が旺盛な南側のpH値が、マツ類育成適正值とはなっていないことから調整しなければならない。

2) 松の木の養生作業

調査終了から4か月後の平成26年4月、調査結果に基づき、青森県樹木医会によって、以下のような養生作業が行われた。



- ・酸素不足を防ぐため、根元にDOパイプを敷設し、さらに空隙率の高いパーライトと活性炭の混合物を敷き詰める
- ・主要根を保護するため、基礎コンクリート手前から主根および側根にコンテナを逆さにして被せ、コンテナの中には土壌改良剤等を混入した土を入れる



作業の締めくくりとして、周辺の土を掘り起こし土壌改良剤を混入して埋戻した後、最後に発根剤を1回、木酢液を酸素水に溶解して3回散布して養生作業を終了した。



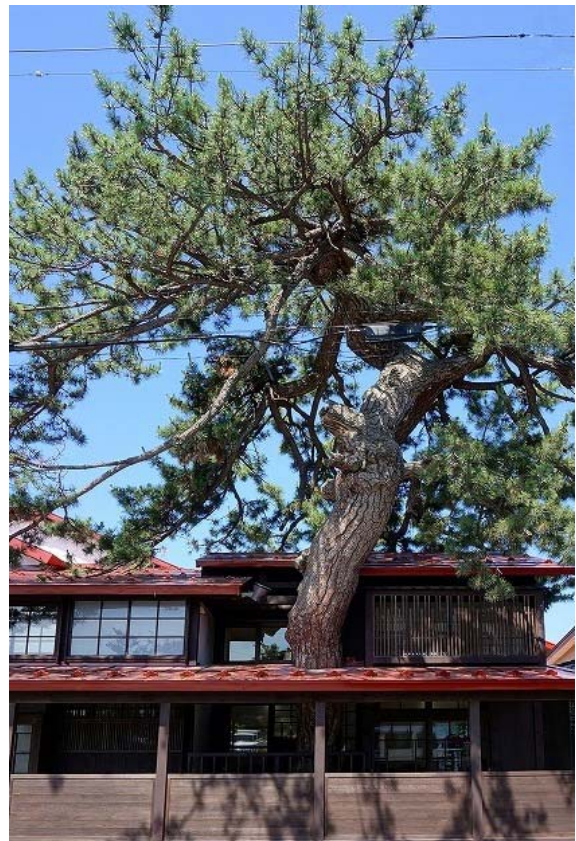
松の木廻りの配筋の様子

建物基礎は、松の木の根に触れないように基礎梁およびスラブが配筋され、コンクリートの打設を行っている。松の木の周辺では、三辺支持にてスラブを固定することで、松の木に近接する箇所に基礎梁を設けないこととした。また、スラブ厚を200mm（他のスラブは厚さ150mm）とし、先端梁をスラブ厚内に吸収し、スラブ下に梁を出さないようにしている（土台部の立上りのみ）。また、スラブレベルを、隣接する市民展示室のスラブに対して250mm持ち上げることで、根との干渉を避けている（これにより、談話コーナーの空調は床下とせず、天井に設置されている）。

以上のように、青森県樹木医会の協力を得て、想定される養生を行ったが、松の木は生き物であり、今後、今回の再生事業による影響が出る可能性も残る。定期的な検査・診断が望まれる。



松の木廻りのコンクリート打設の様子



竣工時の松の木の様子

第4章 活用のために

第2章に既述のように、旧松の湯は市民参加により、その活用、運営の在り方などが検討された上、再生工事を始めている。

このような市民参加による活用の検討等は、工事着工後も継続して行われた。復原再生工事を行った平成26年度には、「旧松の湯開業準備事業」が、まちづくりNPOとの協働により、市の事業として行われている。また、開業年度となる平成27年度には「松の湯交流館PR活動支援事業」が予定されている。

1) 活用市民ワークショップの開催

旧松の湯を有効に活用し続けるためには、観光客のみならず市民がいかにか活用していくかが重要となる。活用市民ワークショップでは、中心市街地を中心に積極的にまちづくりに取り組んでいる市民団体、施設の文化活動的利用が想定される団体や学生、コミュニティ拠点としての活用が想定される地元市民を対象に、各室の利用アイデアや必要な備品など、施設の活用方法の検討を行った。

全5回開催され、参加者の総数は55名であった。



活用市民ワークショップの光景

第1回 平成26年6月17日

横町十字まちそだて会（当時 NPO 法人申請中）

第2回 平成26年7月8日 黒石文化協会

第3回 平成26年9月18日 公募市民

第4回 平成26年9月19日 公募市民

第5回 平成26年10月15日 周辺町会等

市民による活用ワークショップは、開業後にも継続して行うことが予定されている（松の湯交流館PR活動支援事業）。

2) 旧松の湯の施設名称の公募

旧松の湯の再生事業は、それまでも広く一般市民に向けた周知活動を行ってきたが、開業まで1年を切った段階で、施設紹介の意味を含め、施設名称の公募を行った。対象は、市民に限定せず、故郷を離れた出身者でも応募できるものとした。

旧松の湯は「観光」「コミュニティ」「防災」の拠点として生まれ変わります
(平成27年度開業予定)

旧松の湯 名称募集

【募集期間】平成26年6月16日(金)～平成26年9月19日(金) ※ 郵便の届き、当日消印有効
【応募資格】どなたでも応募できます。
【応募条件等】①資格：無制限のものに限ります。※1人3点まで、1点ごとにそれぞれ応募してください。
②他の著作権等からの引用は禁止とします。
③採用作品に関する一切の権利は市に帰属することとします。
④採用作品を著作権することがあります。
【応募事項】①応募名称 ②名称説明 ③住所 ④氏名 ⑤性別 ⑥生年月日 ⑦電話番号
【応募方法】①郵市建設課(市役所2階)へ持参またはは郵便でファクシミリ、電子メールで
ご応募ください。
(郵送の場合、送付は土曜・日曜・祭日を除く午前9時～午後5時とします。)
②ご応募受付期間(9/12～9/14)は、会場内でも応募できます。
※②のどちらを電話や口頭での応募は受けません。
【抽籤】抽籤等を行う予定は、抽籤(賞状と採録を兼ね)します。
【抽籤発表】11月15日(土)「広報くろいし」市ホームページに掲載。
※抽籤発表は抽籤、採用者の氏名、年齢、住所(市内外)を公表します。
【変更基準】①他の施設等で使われていないもの、重複登録されていないもの。
②「観光の拠点・コミュニティ活動の拠点・防災の拠点」にふさわしい親しみやすく、覚えやすいもの。
③「くろいし」から採録された松の木、や長い間続いた「松の湯」をイメージさせるものなど、中町こまね通りの風情に沿った名称であるもの。
【その他】①応募作品は返却しません。
②今回の募集に於たり市が取得した個人情報、本募集事業以外には使用しません。
【応募先・問い合わせ先】〒036-0388 黒石市大字市ノ町11-1 建設部 都市建設課 まちそだて推進係
Tel:0172-52-2111 (内線225) Fax:0172-52-6191
電子メール: kuro-machi-onseta@city.kuroishi.akomori.jp
ホームページ: http://www.city.kuroishi.akomori.jp/Topics/Top_Matsunoyu_Name.html

施設名称募集のポスター

173点（171人）の応募があり、まちなか活性化庁内検討会議にて9点を選定、部長会議にて3点に絞られ、最終的に市長が「松の湯交流館」と決定した。

3) 松の湯レターの発行

旧松の湯再生工事の期間中は、市民への事業周知と、青森県内を中心とした自治体の関係各課、文化施設に向けた情報発信を目的として、



松の湯レター 4号（左）5号（右）

「松の湯レター」を発行している。これは、旧松の湯の再生を中心としたまちづくりの情報を発信するもので、2009年のシャレットワークショップ参加者を中心としたまちづくりNPOの企画、黒石市の発行による季刊のニュースレターである。

開業後は、施設の活動の広報誌として、継続して発行される。

4) パンフレットの作成

施設パンフレットの作成は、まちづくりNPOとの協働により、市民も参加して行われた。開業となる平成27年度7月を見据え、平成26年度12月から4回に渡る編集会議を行い、編集には市内出身のグラフィックデザイナーの参加を得て案を作成している。

平成27年度6月の竣工後、パンフレット用写真の撮影を行い、最終編集を経て作成し、開業に備えた。



松の湯交流館パンフレット

黒石市中町伝統的建造物群保存地区伝統的建造物

旧松の湯再生事業報告書

～市民参加型プロセスによる再生

発行日 平成 27 年 10 月 30 日

発行者 黒石市

青森県黒石市大字市ノ町 11 番地 1 号

黒石市教育委員会

青森県黒石市大字市ノ町 5 番地 2 号 黒石市産業会館 3 階

印刷 中條文具

東京都世田谷区赤堤 1 丁目 8-19 第 2 居成ビル 1 階

